資　　料　　3

令 和 8 年 11 月 4 日

第２回健康福祉施策推進審議会

武蔵野市

障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画

～認め合い支え合う、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりをめざして～

＜令和９（2027）年度～令和 11（2029）年度＞

中間のまとめ

令和８(2026)年 11 月

中間まとめへのご意見を募集します。いただいたご意見は、個人情報を除き原則公開します。

中間のまとめ
二次元コード

オンラインフォーム
二次元コード

●募集期間　令和８(2026)年 11 月 16 日～12 月 14 日（必着）

●提出方法　氏名、住所、電話番号を明記のうえ、

郵送・Ｅメール・ファックス・オンラインフォームまたは直接持参

●提出先（問合せ）　障害者福祉課管理係

住　所：180-8777　武蔵野市緑町２丁目２番 28 号

電　話：0422-60-1904　ファックス：0422-51-9239

メール：sec-syougai@city.musashino.lg.jp

目　次

第１章 計画の策定にあたって ・・・

資料編 ・・・

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨・背景

武蔵野市では、第六期長期計画・調整計画の重点施策に「武蔵野市ならではの地域共生社会の推進」を掲げ、「全ての市民が、その年齢、状態、国籍等にかかわらず、住み慣れた地域で本人の意思に基づき安心して暮らし続けられるよう、保健、医療、福祉、教育等の地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した、継続的かつ体系的な支援」の構築に取り組んでいます。また、これに基づき、健康福祉分野においては武蔵野市健康福祉総合計画を策定し、障害者福祉をはじめ、地域福祉、高齢者福祉、健康推進に関する施策を一体的に推進しています。

障害者福祉については、「武蔵野市ならではの地域共生社会の実現」を基本理念として、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に策定し、障害のあるかたが地域で安心して暮らし続けられるよう施策を推進してきました。

令和６（2024）年度から令和８（2026）年度までを計画期間とする「武蔵野市障害者計画・第７期障害福祉計画・第３期障害児福祉計画」では、相談支援体制の充実、地域生活支援拠点等の機能強化、障害児支援、就労支援、社会参加や情報アクセシビリティの向上などを推進するとともに、福祉総合相談窓口や児童発達支援センターを中心とした関係機関の連携強化を進めてきました。

一方で、障害のあるかたやその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。障害の重度化・高齢化や「親なき後」への対応に加え、強度行動障害のあるかたや医療的ケアが必要なかたへの支援、防災・感染症対策、情報アクセシビリティの確保、障害理解や差別解消の推進など、多様化・複雑化する課題への対応が求められています。また、福祉人材の確保やサービス提供体制の充実も重要な課題となっています。

国においては、「第５次障害者基本計画」に基づき地域共生社会の実現に向けた取組みを進めるとともに、「第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画に係る基本指針」では、地域生活支援、相談支援体制の強化、医療的ケアが必要なかた等への支援、障害福祉人材の確保・定着などを重点事項としています。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の改正による合理的配慮の提供の義務化や、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など、障害のあるかたの権利擁護や社会参加に向けた制度整備も進められています。

こうした国や東京都の動向、社会情勢の変化や市民ニーズを踏まえるとともに、市の最上位計画である「第六期長期計画・調整計画」及び健康福祉総合計画との整合を図りながら、障害のあるかた一人ひとりが地域で安心して暮らし続けられる共生社会の実現を目指し、「武蔵野市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画」を策定します。

≪障害者・障害児施策をめぐる近年の動き≫

法律等	内容
医療的ケア児支援法の制定	医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。（令和３（2021）年９月施行） また、令和８（2026）年には同法の一部を改正する法律が公布され、支援対象を 18 歳以降の成人や重症心身障害者、その家族にも拡大し、支援の充実を図るための見直しが行われました。（令和９（2027）年４月施行予定） ※同法は令和９（2027）年４月に「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律」に改正予定。
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定	障害のあるかたによる情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が制定されました。（令和４（2022）年５月施行）
東京都手話言語条例の制定	手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識のもと、手話を使用しやすい環境づくりを推進することにより、手話を必要とするかたの意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会を実現するため、条例が制定されました。（令和４（2022）年９月施行）
第５次障害者基本計画の策定	障害者基本法第 11 条第１項の規定に基づき、障害のあるかたの自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、政府が講ずる障害のあるかたのための施策の基本的計画として位置付けられました。令和５年３月に閣議決定され、第５次計画として、令和５年度から令和９年度が対象年度となっています。（令和５（2023）年３月策定）
精神保健福祉法の一部改正	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の制定により、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」についても一部改正され、医療保護入院の期間を法定化、家族同意のルール明確化、虐待防止の義務化、退院支援の強化、入院者訪問支援事業の創設などが行われました。（令和６（2024）年４月施行、一部令和５（2023）年４月、10 月施行）
こども基本法の施行	すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的として「こども基本法」が施行されました。（令和５（2023）年４月施行）
こども家庭庁の発足	こども施策を一元的に推進し、こどもや家庭への支援を社会全体で総合的に進めるため、「こども家庭庁」が発足しました。（令和５（2023）年４月発足）

法律等	内容
障害者雇用促進法の一部改正	令和４（2022）年の障害者の雇用の促進等に関する法律改正では、事業主の責務として障害のあるかたの職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障害のあるかたや精神障害のあるかたの実雇用率への算定による障害のあるかたの多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれました。（令和５（2023）年以降順次施行）
法定雇用率の引き上げ	令和５（2023）年度からの障害者雇用率は 2.7%と改め、雇入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和５（2023）年度においては 2.3%で据え置き、令和６（2024）年度から 2.5%、令和８（2026）年度から 2.7%と段階的に引き上げられました。なお、国及び地方公共団体等については 3.0%（教育委員会は 2.9%）とされ、段階的な引上げに係る対応は民間事業主と同様となります。（令和６（2024）年度以降）
東京都障害者・障害児施策推進計画の策定	障害の有無にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らし、自分らしく活躍できる共生社会の実現を目指し、「東京都障害者計画」、「第 7 期東京都障害福祉計画」及び「第 3 期東京都障害児福祉計画」の３つの性格を併せ持つ「東京都障害者・障害児施策推進計画」が策定されました。（令和６（2024）年３月策定）
障害者差別解消法の一部改正	国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25（2013）年６月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、不当な差別的取扱いを禁止し、障害のあるかたへの合理的配慮提供に対策を取り込むことを法定義務としました。令和３（2021）年５月、同法が改正され、事業者による障害のあるかたへの合理的配慮の提供が義務化されました。（令和６（2024）年４月施行）
障害者総合支援法の一部改正	障害のあるかた等の地域生活や就労の支援の強化などにより、障害者等の希望する生活を実現するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」が令和４（2022）年 12 月に制定されました。（令和６（2024）年４月施行）
手話施策推進法の制定	手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及や習得環境の整備、手話による意思疎通支援を総合的に推進することを目的として「手話施策推進法」が制定されました。（令和７（2025）年６月施行）
東京都障害者情報コミュニケーション条例の制定	障害特性に応じた情報の取得・利用及び円滑な意思疎通を保障し、障害のあるかたの社会参加を推進することを目的として「東京都障害者情報コミュニケーション条例」が制定されました。（令和７（2025）年７月施行）
高次脳機能障害者支援法の制定	高次脳機能障害のあるかたへの切れ目のない支援体制の整備や社会参加の促進を図ることを目的として「高次脳機能障害者支援法」が制定されました。（令和８（2026）年４月施行）

≪障害福祉計画・障害児福祉計画に係る基本指針の主な内容≫

（令和８(2026)年３月 31 日「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」厚生労働省通知より）

国は「第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画に係る基本指針」を定めて、市町村及び都道府県が第８期障害福祉計画等を策定するにあたっての基本的な考え方や成果目標等を示しています。

今回の見直しでは、障害のあるかた等の地域生活への移行・定着の推進をはじめ、相談支援体制や地域支援体制の強化、障害児支援や就労支援の充実、障害福祉人材の確保・定着、サービスの質の向上等が重視されており、障害のあるかた等が地域で安心して暮らし続けられる支援体制の構築に向けた方向性が示されています。

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
・入所施設における居室の個室化等の推進

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③ 福祉施設から一般就労への移行等
・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④ 障害児支援の提供体制の整備等
・地域支援体制の構築に係る成果目標について、４つの中核機能の確保を行うよう見直し
・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤ 地域における相談支援体制の充実強化
・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組みの推進
・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
・人材確保や当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦ 障害福祉サービスの質の確保等
・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組みの重要性を記載
・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載
・障害児支援における人材育成の重要性を記載

⑧ きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備
・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組みの重要性を記載
・障害当事者に対する ICT 機器の利用支援に向けた取組みの重要性を記載

⑨ 高次脳機能障害者に対する支援
・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩ 人口減少地域におけるサービスの維持・確保
・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪ 「地域共生社会」の実現に向けた取組み
・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組みの推進

⑫ 住宅セーフティネット制度との連携
・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬ 地域差の是正・指定の在り方等
・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請
・重症心身障害者（強度行動障害の状態にある者や高次脳機能障害を有する障害児者、医療的ケアを必要とする児者等）について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭ 障害者等に対する虐待の防止等
・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮ スポーツ・健康増進活動による社会参加等の促進
・スポーツ・健康増進活動を通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

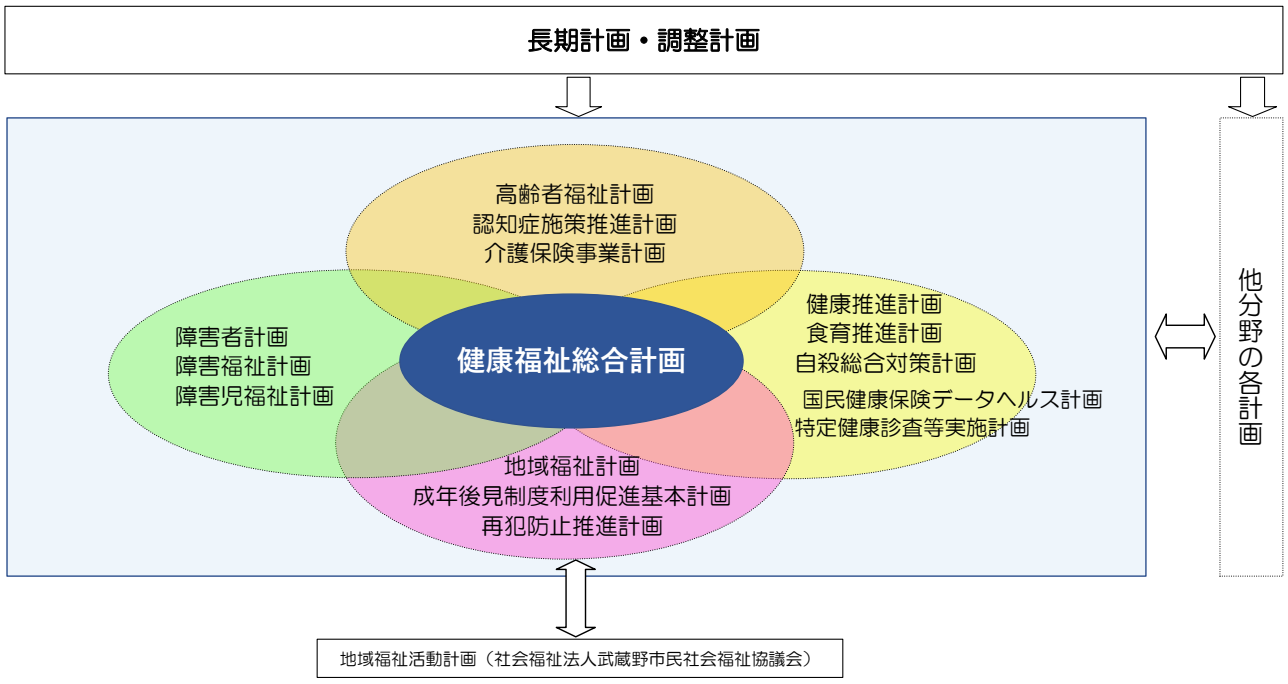
⑯ 災害時における障害福祉サービス提供の確保
・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

2　計画の位置づけ

本市における行政計画の体系では、長期計画・調整計画が最上位に位置づけられる計画であり、長期計画・調整計画の実現のために個別の分野別計画が策定されています。健康福祉分野においては、その基本となる計画として武蔵野市健康福祉総合計画があり、その中の一分野として、この計画は位置づけられています。

また、この計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したものであり、市における障害者・障害児施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されたものです。

＜関連計画のイメージ＞



≪障害分野の各計画について≫

障害者計画

障害者基本法に基づく市町村障害者計画として策定されるものです。障害者計画は市の障害者施策に関する基本計画として、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにするものです。

障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく市町村障害福祉計画として策定されるものです。障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制確保に関する事項を明らかにするものです。

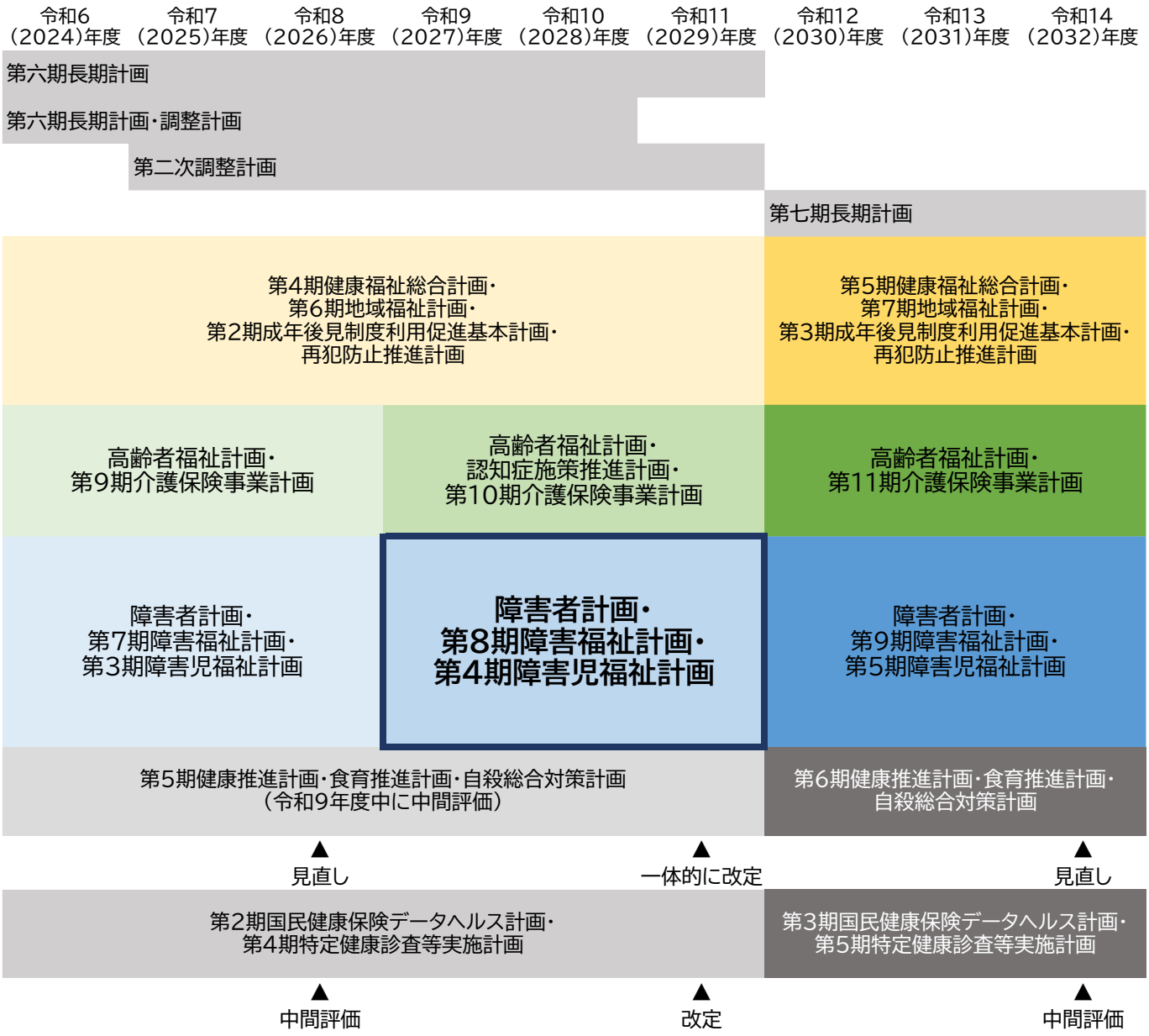
障害児福祉計画

児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画として策定されるものです。障害児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を明らかにするものです。

3　計画の期間

この計画の期間は、令和９（2027）年度から令和 11（2029）年度までの３年間です。

なお、国の障害者・障害児施策の動向や社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



4　計画の対象と範囲

この計画は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害その他の心身の機能の障害のあるかたであって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるかたを対象とし、その家族や地域、社会全体への働きかけも含めた施策を推進します。

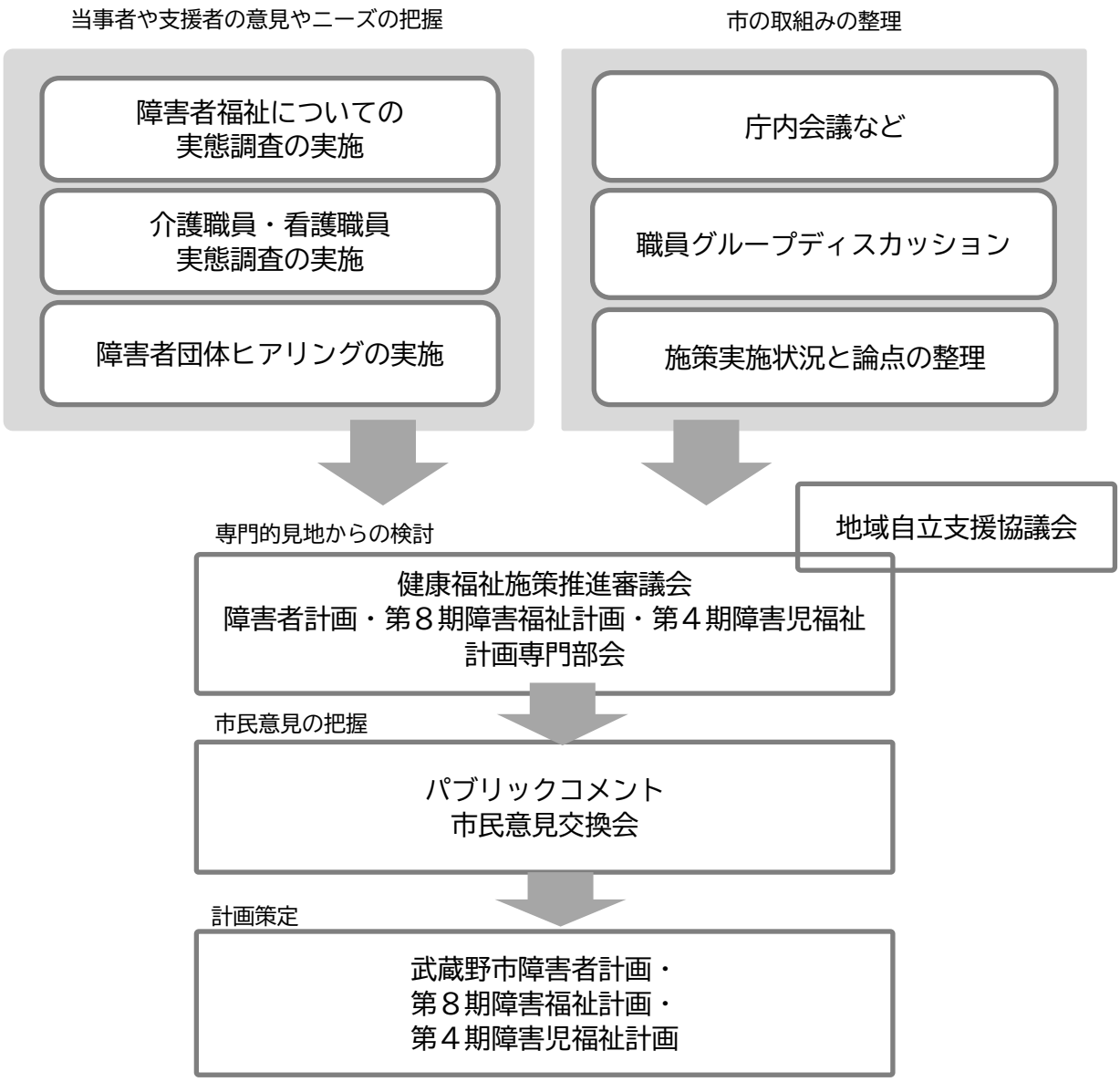
５　計画策定までの流れ

計画の策定に先立ち、障害者福祉についての実態調査や介護職員・看護職員等実態調査、障害者団体ヒアリングを実施し、当事者や支援者の意見やニーズを把握しました。

実態調査結果や市の施策の実施状況等を基に、武蔵野市健康福祉施策推進審議会の武蔵野市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画専門部会（地域自立支援協議会の委員で構成、以下「計画専門部会」という。）において、今後の施策の方向性や重点的取組み等について幅広く審議を行いました。また、庁内においても、障害者福祉課職員によるグループディスカッションを実施し、現状の課題や今後の必要と考えられる取組みについて整理・検討を行いました。

さらに、計画専門部会による審議の過程で、パブリックコメントや市民意見交換会を開催し、広く市民意見を反映して策定されています。

≪計画策定までの流れ≫



第２章　市の障害者数の推移と前計画の実施状況

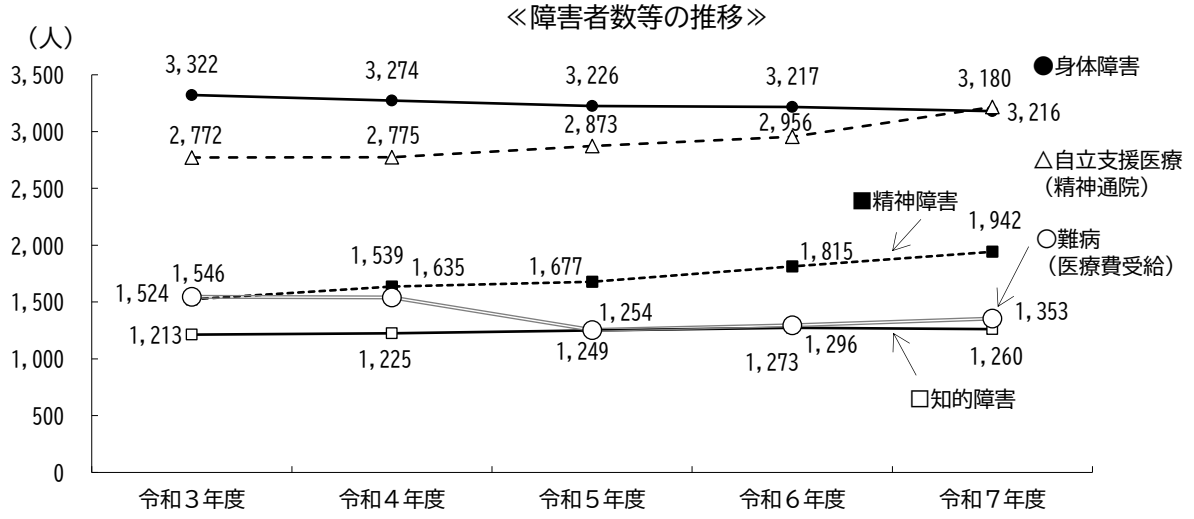
１　障害者数等の推移

（１）人口と障害者数

令和７（2025）年度末現在における市の障害者数は、身体障害のあるかたが 3,180 人、知的障害のあるかたが 1,260 人、精神障害のあるかたが 1,942 人、難病（医療費受給）が 1,353 人となっています。

市の総人口に占める割合をみると、身体障害のあるかたは 2.14%、知的障害のあるかたは 0.85%、精神障害のあるかたは 1.31%、難病（医療費受給）は 0.91%となっています。また、令和７（2025）年度の自立支援医療（精神通院）の受給者は 3,216 人で、総人口に占める割合は 2.17%となっています。令和３（2021）年度と比べると、精神障害のあるかた（約 27%増）及び自立支援医療（精神通院）受給者（約 16%増）が増加している一方で、身体障害のあるかたは減少傾向となっています。

≪障害者数等の推移≫



（単位：人）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
身体障害のあるかた	3,322	3,274	3,226	3,217	3,180
総人口比（%）	2.24	2.21	2.18	2.17	2.14
知的障害のあるかた	1,213	1,225	1,249	1,273	1,260
総人口比（%）	0.83	0.83	0.84	0.86	0.85
精神障害のあるかた	1,524	1,635	1,677	1,815	1,942
総人口比（%）	1.03	1.10	1.13	1.23	1.31
自立支援医療（精神通院）	2,772	2,775	2,873	2,956	3,216
総人口比（%）	1.87	1.88	1.94	2.00	2.17
難病（医療費受給）	1,546	1,539	1,254	1,296	1,353
総人口比（%）	1.04	1.04	0.85	0.88	0.91

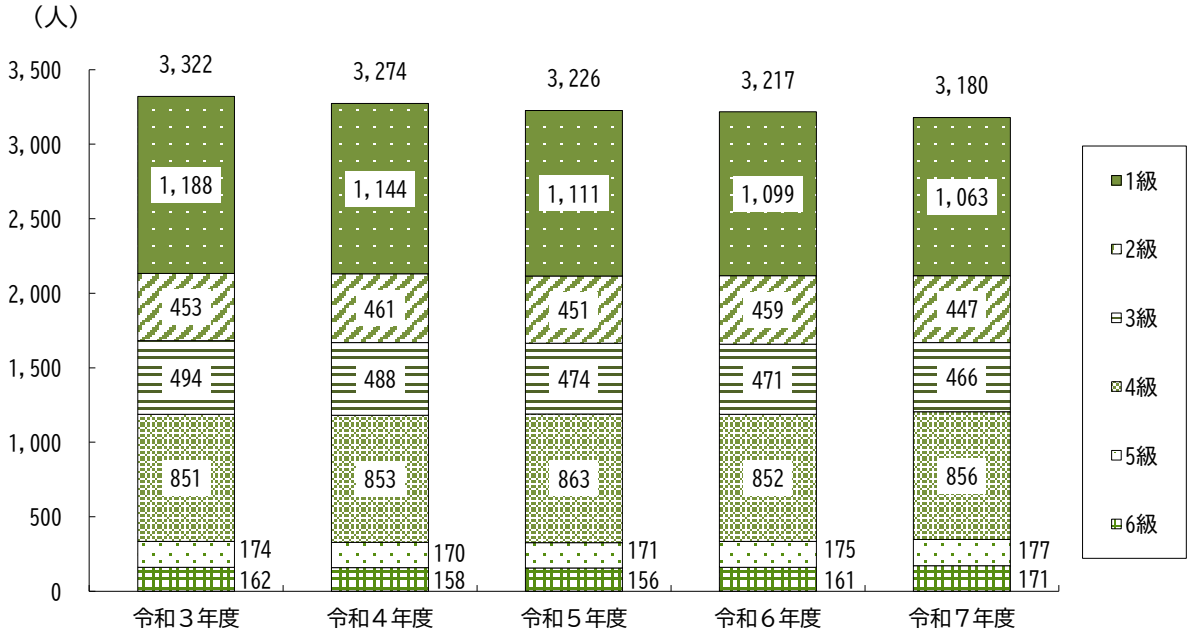
※自立支援医療（精神通院）を除き各年度３月 31 日現在、自立支援医療（精神通院）は各年９月現在
※総人口比は４月１日現在の総人口に占める割合
※障害者数は各手帳所持者（重複障害含む。）

（２）身体障害者数

令和７（2025）年度末現在における身体障害者手帳所持者の等級別の状況は、１級が 1,063 人（全体の 33.4%）、２級が 447 人（同 14.1%）となっており、重度（１・２級）のかたが約半数（47.5%）を占めています。

等級別の推移をみると、１級の割合はやや減少している一方、４級から６級の割合はわずかに増加しており、身体障害者手帳所持者数全体は減少傾向となっています。

≪身体障害者手帳所持者数（障害等級別）≫



上段：人
（下段：%）

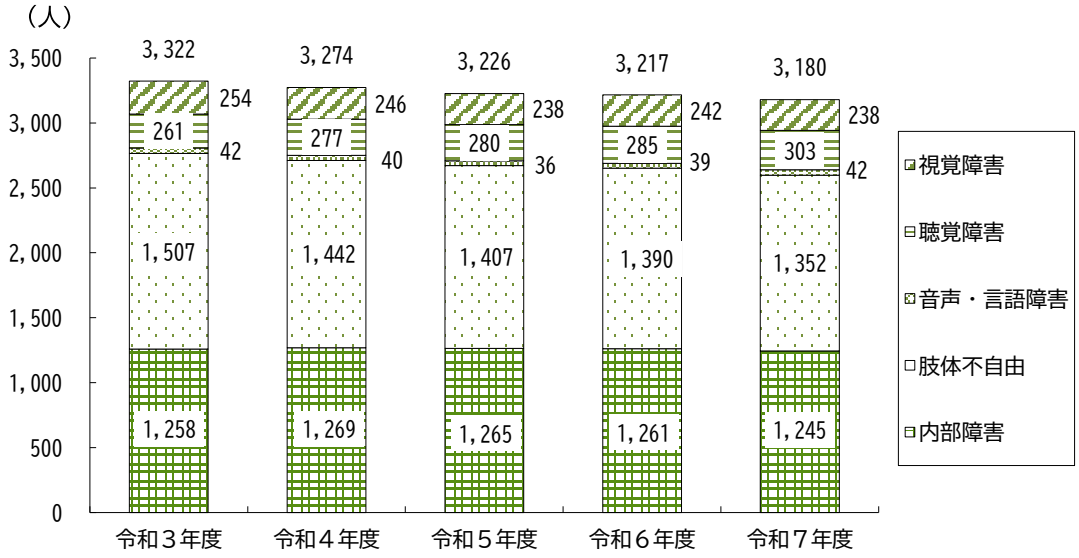
区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
合計	3,322	3,274	3,226	3,217	3,180
１　級	1,188 (35.8)	1,144 (34.9)	1,111 (34.4)	1,099 (34.2)	1,063 (33.4)
２　級	453 (13.6)	461 (14.1)	451 (14.0)	459 (14.3)	447 (14.1)
３　級	494 (14.9)	488 (14.9)	474 (14.7)	471 (14.6)	466 (14.7)
４　級	851 (25.6)	853 (26.1)	863 (26.8)	852 (26.5)	856 (26.9)
５　級	174 (5.2)	170 (5.2)	171 (5.3)	175 (5.4)	177 (5.6)
６　級	162 (4.9)	158 (4.8)	156 (4.8)	161 (5.0)	171 (5.4)

※各年度３月 31 日現在
※（　）内は手帳所持者全体に占める割合

障害の部位別にみると、肢体不自由が 1,352 人（全体の 42.5%）と最も多く、次いで内部障害 1,245 人（同 39.2%）、聴覚障害 303 人（同 9.5%）、視覚障害 238 人（同 7.5%）の順となっています。

部位別の推移をみると、肢体不自由は減少傾向にある一方、内部障害はおおむね横ばいで推移しており、聴覚障害は増加傾向となっています。

≪身体障害者手帳所持者数（障害部位別）≫



上段：人
（下段：%）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
合計	3,322 (100.0)	3,274 (100.0)	3,226 (100.0)	3,217 (100.0)	3,180 (100.0)
視覚障害	254 (7.6)	246 (7.5)	238 (7.4)	242 (7.5)	238 (7.5)
聴覚障害	261 (7.9)	277 (8.5)	280 (8. 7)	285 (8.9)	303 (9.5)
音声・言語障害	42 (1.3)	40 (1.2)	36 (1.1)	39 (1.2)	42 (1.3)
肢体不自由	1,507 (45.4)	1,442 (44.0)	1,407 (43.6)	1,390 (43.2)	1,352 (42.5)
内部障害	1,258 (37.9)	1,269 (38.8)	1,265 (39.2)	1,261 (39.2)	1,245 (39.2)

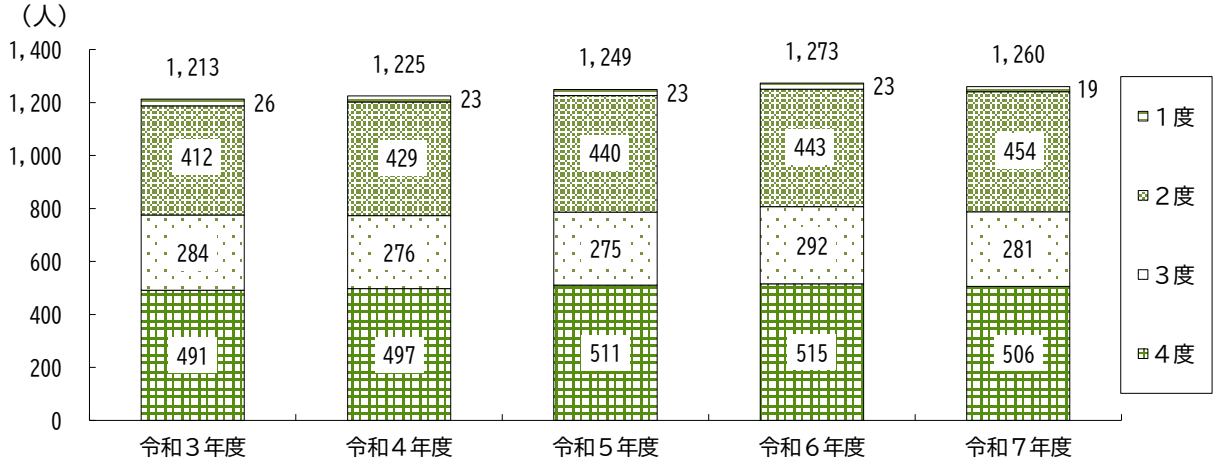
※各年度３月 31 日現在
※（　）内は手帳所持者全体に占める割合
※重複障害のあるかたについては主たる障害部位に含む

（３）知的障害者数

令和７（2025）年度末現在における愛の手帳所持者の程度別の状況は、１度が 19 人（全体の 1.5%）、２度が 454 人（同 36.0%）、３度が 281 人（同 22.3%）、４度が 506 人（同 40.2%）となっており、４度が最も多く、次いで２度、３度、１度の順となっています。

令和３（2021）年度と比較すると、２度が増加している一方、１度は減少しており、３度及び４度はおおむね横ばいで推移しています。

≪愛の手帳所持者数（障害程度別）≫



上段：人
（下段：%）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
合計	1,213 (100.0)	1,225 (100.0)	1,249 (100.0)	1,273 (100.0)	1,260 (100.0)
１度	26 (2.1)	23 (1.9)	23 (1.8)	23 (1.8)	19 (1.5)
２度	412 (34.0)	429 (35.0)	440 (35.2)	443 (34.8)	454 (36.0)
３度	284 (23.4)	276 (22.5)	275 (22.0)	292 (22.9)	281 (22.3)
４度	491 (40.5)	497 (40.6)	511 (40.9)	515 (40.5)	506 (40.2)

※各年度３月 31 日現在
※（　）内は手帳所持者全体に占める割合

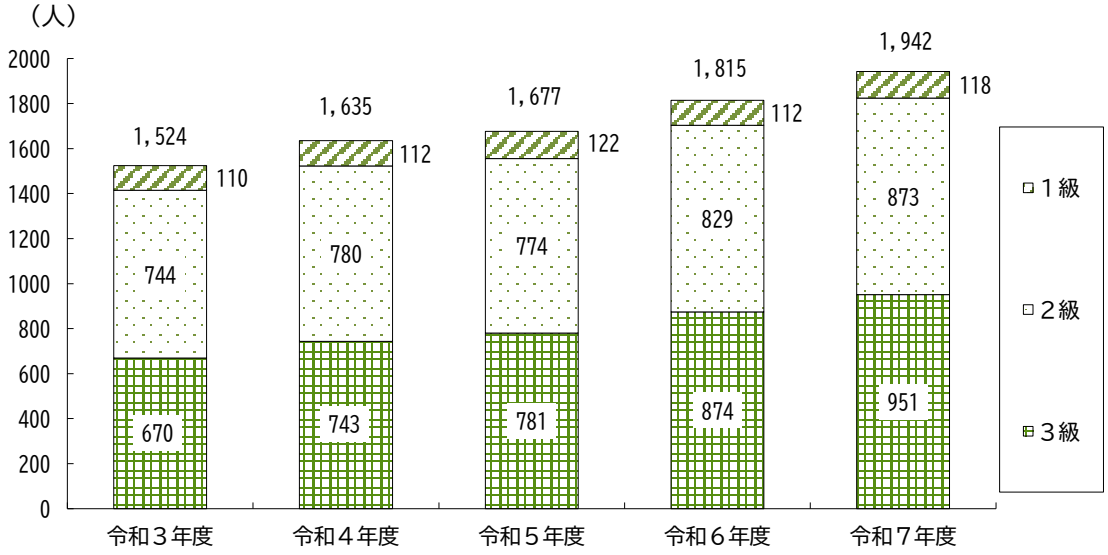
（４）精神障害者数

令和７（2025）年度末現在における精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の状況は、１級が 118 人（全体の 6.1%）、２級が 873 人（同 45.0%）、３級が 951 人（同 49.0%）となっており、３級が最も多く、次いで２級、１級の順となっています。

令和３（2021）年度と比較すると、いずれの等級も増加しており、特に３級の増加が顕著となっています。

また、令和７（2025）年度の自立支援医療（精神通院）受給者数は 3,216 人となっており、精神障害者保健福祉手帳所持者数を大きく上回っています。

≪精神障害者保健福祉手帳所持者数（障害等級別）≫



上段：人
（下段：%）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
合　計	1,524 (100.0)	1,635 (100.0)	1,677 (100.0)	1,815 (100.0)	1,942 (100.0)
１級	110 (7.2)	112 (6.9)	122 (7.3)	112 (6.2)	118 (6.1)
２級	744 (48.8)	780 (47.7)	774 (46.2)	829 (45.7)	873 (45.0)
３級	670 (44.0)	743 (45.4)	781 (46.6)	874 (48.2)	951 (49.0)

※各年度３月 31 日現在
※（　）内は手帳所持者全体に占める割合

（人）

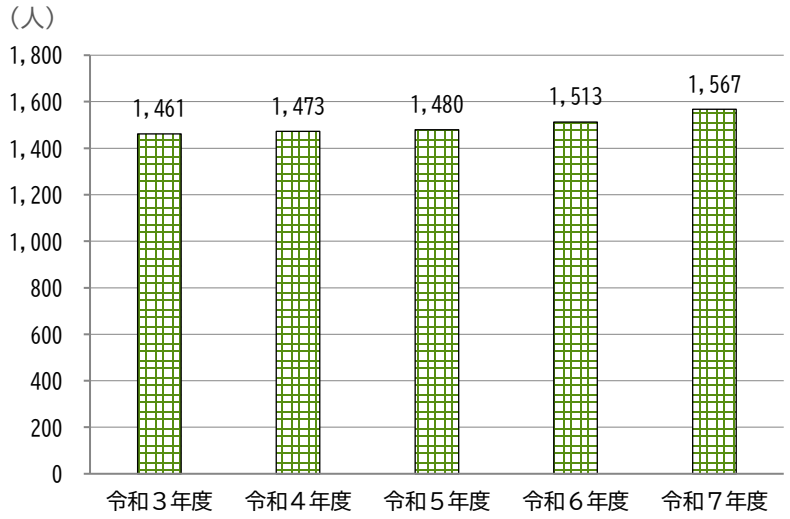
区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
自立支援医療（精神通院） 受給者数	2,772	2,775	2,873	2,956	3,216

※各年９月現在

（５）難病等の患者数

令和７（2025）年３月 31 日現在における援護金（通院費）支給対象者は 1,567 人となっています。援護金（通院費）は、難病者等（人工透析を必要とする腎不全を含む。）の通院に要する交通費を助成するものであり、支給対象者数は令和３（2022）年度の 1,461 人から増加傾向にあります。全国的にも指定難病の特定医療費受給者数は増加傾向にあり、難病患者を取り巻く支援ニーズが高まっています。

≪難病等医療費の受給者数≫



（人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
援護金（通院費）支給対象者数	1,461	1,473	1,480	1,513	1,567

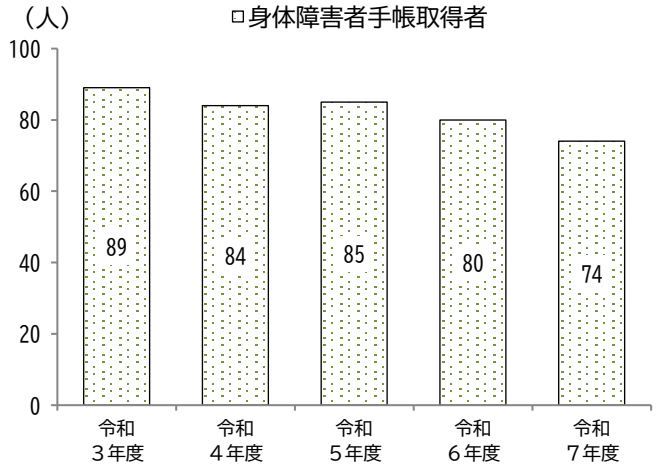
※各年度３月 31 日現在

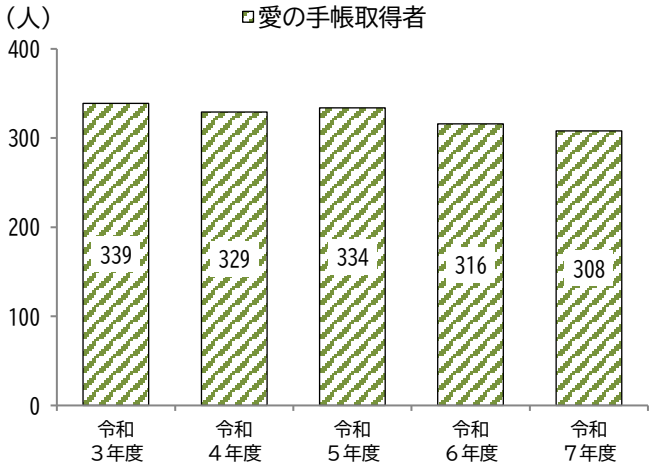
（６）障害児数

令和７（2025）年度末現在における 18 歳未満の身体障害者手帳所持者は 74 人（身体障害者手帳所持者全体の 2.3%）、愛の手帳所持者は 308 人（愛の手帳所持者全体の 24.4%）となっています。

令和３（2021）年度と比較すると、身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者ともに減少傾向となっています。

≪18 歳未満の身体障害者及び知的障害者の手帳取得者数の推移≫





上段：人
（下段：%）

区　分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
身体障害者手帳所持者	89 (2.8)	84 (2.6)	85 (2.6)	80 (2.5)	74 (2.3)
愛の手帳所持者	339 (26.9)	329 (26.1)	334 (26.5)	316 (25.1)	308 (24.4)

※各年度３月 31 日現在
※（　）内は各手帳所持者全体に占める割合

２　前計画期間中の取組み状況

（１）施策の取組み状況

前計画期間中（令和６（2024）年度～令和８（2026）年度）においては、以下の施策に重点的に取り組んできました。

前計画の取組み①
「相談支援体制の充実」に関する取組み

精神保健を含めた相談支援体制の充実や関係機関との連携強化を進めるとともに、相談支援専門員の支援力向上や、難病患者・高次脳機能障害のあるかた等への支援体制の充実、相談窓口の周知に取り組みました。

○　精神障害のあるかたや精神保健に課題を抱えるかたが地域で安定した生活を送れるよう、令和６（2024）年４月から精神保健アウトリーチ支援事業を開始し、必要な支援につなげる相談支援体制を整備しました。

○　庁内外の関係機関により相談支援体制について検討する総合支援調整会議への基幹相談支援センター職員の参加や、地域活動支援センターとの役割分担の見直し、障害者福祉センターにおける専門職の確保などにより、関係機関との連携強化や包括的な相談支援体制の充実に取り組みました。

○　相談支援事業所の連絡会設置に向けた準備を進めるとともに、相談支援事業所や保健所、精神保健福祉センター等の関係機関による事例検討会を開催し、相談支援専門員等の支援力向上と連携強化を図りました。

○　相談支援専門員向けの研修等を通じて相談窓口の周知を図るとともに、市民にとって分かりやすい相談窓口の周知方法について検討を進めました。

○　難病患者への支援については、基幹相談支援センターを中心に、医療機関や訪問看護事業所、居宅介護事業所等との連携体制を強化するとともに、難病対策地域協議会や各種研修への参加を通じて関係機関との情報共有を図り、東京都の相談機関等の周知を行いました。

○　失語症者への支援については、失語症デイサービス事業を障害者福祉センターへ移行し、市内支援団体と連携して実施するとともに、失語症会話パートナーの養成体制の充実や、意思疎通支援者派遣事業の先進自治体の視察を行うなど、支援体制の充実に取り組みました。

○　高次脳機能障害については、就労支援センター「あいる」等と連携しながら復職を希望されるかたへの支援を行いました。

前計画の取組み②

「地域生活支援の充実」に関する取組み

地域共生社会の実現に向けて、地域生活支援拠点等の整備や地域移行・地域定着支援、住まいや防災対策の充実を進めるとともに、障害者福祉センターの整備や福祉人材の確保・育成など、地域生活を支える基盤づくりに取り組みました。

○　地域活動支援センターや障害者福祉センターと連携し、講演会や研修会を通じて障害理解の促進に取り組みました。

○　在宅人工呼吸器使用者を対象に、訪問看護ステーションと連携して災害時個別支援計画を作成し、災害時に備えた支援体制の整備を進めました。

○　地域自立支援協議会地域移行部会において、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに係る協議を行うとともに、精神障害のあるかたの地域移行・地域定着に向けた支援体制の検討を進めました。

○　地域生活支援拠点等の整備に向けて関係者会議を開催するとともに、緊急時に支援が必要なかたの登録や情報共有、グループホームの確保に向けた検討、専門的人材の確保・育成など、地域生活を支える体制づくりを進めました。

○　グループホーム整備に対する支援や、福祉施策と住宅施策との連携による住まいの総合支援窓口の開設など、障害のあるかたの住まいの確保に向けた取組みを推進しました。

○　特別支援学校等と連携し、卒業後の進路や通所先の調整を行うとともに、市内の相談支援事業所等に対し強度行動障害等に関する研修の情報提供を行い、適切なサービス利用を支援しました。

○　広報等を通じて在宅避難に関する普及啓発を行うとともに、福祉避難所への防災備蓄品の配布を実施し、災害時の支援体制の充実を図りました。

○　ボランティア活動への支援や心のバリアフリーに関する出前講座を実施するとともに、ピアサポーターの育成・活用に向けた取組みを進め、地域福祉を支える人材の育成に取り組みました。

○　障害者福祉センターの改築に向けて実施設計を完了するとともに、工事業者の入札を経て、令和８(2026)年 10 月から解体工事を開始しました。改築に伴い、令和７年 12 月から仮設施設において障害福祉サービスを継続しました。

○　武蔵野市地域包括ケア人材育成センターと連携し、人材確保・育成に関する事業を実施するとともに、介護職・看護職Ｒｅスタート支援事業を通じて障害福祉分野の人材確保を支援しました。

前計画の取組み③
「社会参加の充実」に関する取組み

障害者雇用や就労支援体制の充実を図るとともに、通所後や放課後等の居場所の確保や文化・スポーツ・芸術活動への参加機会の充実など、障害のあるかたの社会参加を支える環境づくりに取り組みました。

○　障害者就労支援センターあいると連携し、庁内の障害者実習や障害者就労支援ネットワーク連絡会、障害者の就労を考えるつどい等を実施するとともに、就労準備支援事業や庁内の障害者実習等、就労に困難さを抱えるかたを対象とする事業について、市役所内に設置した就労スペース「ワークスペースむすび」を中心として一体的に整備し、障害者雇用の促進や就労支援体制の充実を図りました。

○　移動支援事業所や日中一時支援事業所の整備に向けた調整を進めるとともに、日中一時支援事業所への施設賃借料補助を実施し、通所後や放課後等の居場所の確保に取り組みました。

○　関係機関と連携し、障害のあるかたが文化・スポーツ・芸術活動に参加できる機会の充実を図るとともに、心のバリアフリーに関する出前講座や合理的配慮に関する相談対応を実施し、社会参加しやすい環境づくりを進めました。

○　武蔵野アール・ブリュット 2026 として公募展およびメタバースでの開催を実施し、障害のあるなしに関わらず、多様なかたが芸術活動に関わる機会を創出しました。

前計画の取組み④
「障害児支援体制の充実」に関する取組み

障害児やその家族への相談支援や地域療育支援の充実を図るとともに、放課後等の居場所の確保や放課後等デイサービスの質の向上、人材育成など、切れ目のない障害児支援体制の充実に取り組みました。

○　発達に課題のある子どもの保護者を対象に、ペアレントメンターとの相談会や講演会を開催し、保護者への相談支援や情報提供の充実を図りました。

○　肢体不自由児等を対象とした放課後等デイサービス「パレット」の安定的な運営を行うとともに、児童発達支援センター「みどりのこども館」による巡回相談や総合相談を実施し、地域療育支援体制の充実を図りました。

○　障害のある子どもへの切れ目のない支援に向けた体制整備について検討を進めるとともに、放課後等デイサービス事業所連絡会の開催や施設整備への支援、地域支援講習会の実施を通じて、障害児支援の質の向上や人材育成に取り組みました。

前計画の取組み⑤
「障害者差別解消に向けた取組みの推進」に関する取組み

障害理解や差別解消に向けた普及啓発を進めるとともに、情報保障の充実や権利擁護の推進、虐待防止体制の強化など、障害のあるかたが安心して暮らし、社会参加できる環境づくりに取り組みました。

○　市職員への研修や障害者週間における啓発活動、障害者差別解消支援地域協議会の開催などを通じて、障害理解の促進や障害者差別の解消に向けた普及啓発に取り組みました。

○　心のバリアフリーハンドブックを活用した出前講座を小・中学校や公共施設、地域団体等で実施するとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布・周知を行い、心のバリアフリーの推進に取り組みました。

○　手話講習会や失語症会話パートナー講座、点訳講習会などのボランティア育成事業を実施するとともに、広報誌やホームページ等による情報発信や点字版・音声版の作成など、障害特性に応じた情報保障の充実に取り組みました。

○　成年後見制度の普及啓発や相談対応、人材育成に取り組むとともに、成年後見人等への報酬助成制度の拡充を行い、制度の利用促進を図りました。

○　障害者虐待防止センターによる 24 時間 365 日の通報受付や関係機関との連携体制を継続するとともに、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議を開催し、虐待防止の推進に取り組みました。

（２）障害福祉サービスの実施状況

第７期障害福祉サービスの実施状況は以下の通りです。

①指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）

（１か月あたり）

サービス種別	単位	実績値			計画値		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和６年度	令和７年度	令和８年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重症心身障害者等包括支援	時間数	15,578	15,145	15,362	17,111	18,420	19,847
	人数	277	273	275	259	259	259
生活介護	人数	230	242	255	396	398	400
自立訓練（機能訓練）	人数	12	6	9	17	17	17
自立訓練（生活訓練）	人数	15	23	35	33	33	33
就労選択支援	人数	－	2	2	－	－	－
就労移行支援	人数	56	49	53	93	93	93
就労継続支援（Ａ型）	人数	9	12	16	15	15	15
就労継続支援（Ｂ型）	人数	368	381	394	353	353	353
就労定着支援	人数	39	46	54	38	38	38
療養介護	人数	16	16	16	20	20	20
短期入所（ショートステイ）	日数	307	362	427	328	328	328
短期入所（ショートステイ）【市制度】	日数	79	85	91	154	154	154
自立生活援助	人数	2	2	2	3	3	3
共同生活援助（グループホーム）	人数	261	269	277	252	263	274
施設入所支援	人数	170	168	169	166	166	166
計画相談支援	人数	96	94	95	88	88	88
地域移行支援	人数	8	6	7	10	10	10
地域定着支援	人数	3	2	3	10	10	10
児童発達支援	人数	301	324	349	256	260	264
放課後等デイサービス	人数	416	430	444	426	452	480
保育所等訪問支援	人数	2	7	5	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	人数	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人数	60	63	66	59	63	67

② 地域生活支援事業

（１か月あたり）

サービス種別		単位	実績値			計画値		
			令和６年度	令和７年度	令和８年度（見込み）	令和６年度	令和７年度	令和８年度
①相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
	基幹相談支援センター	有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	相談支援機能強化事業	有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
②成年後見制度利用支援事業		有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
③意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業（週４日）	人数	1	1	1	1	1	1
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人数	21	25	30	32	32	32
④日常生活用具給付等事業（年間）	介護・訓練支援用具	給付件数	3	9	6	5	5	5
	自立生活支援用具	給付件数	14	10	12	10	10	10
	在宅療養等支援用具	給付件数	5	9	16	15	15	15
	情報・意思疎通支援用具	給付件数	16	16	16	18	18	18
	排泄管理支援用具	給付件数	2,384	2,714	2,549	2,638	2,638	2,638
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	2	5	13	8	8	8
⑤移動支援事業		人数	249	270.8	295	267	301	339
		時間数	2,451	2,580	2,716	2,700	3,038	3,419
⑥地域活動支援センター		箇所	3	3	3	3	3	3
⑦訪問入浴サービス		人数	9	10	10	10	10	10
⑧緊急通報設備の設置		人数	1	1	1	1	1	1
⑨日中一時支援事業		人数	128	118	123	138	152	167
⑩障害者探索サービス		人数	71	71	71	75	75	75
⑫自動車運転免許取得費・改造費助成（年間）		件数	1	1	1	2	2	2

3　前計画から引きつぐ課題

これまでの取組みが一定の成果を上げている一方で、前計画から引きつぐ課題や、引き続き対応が必要な課題がみられます。

（1）相談支援体制について

・福祉総合相談窓口を中心とした全市的な相談支援体制が整備され、基幹相談支援センターをはじめとする関係機関の連携は一定程度進んでいます。一方で、類似した機能を持つ会議体を整理し役割分担を明確にすることで、より効果的・効率的な連携体制を構築する余地があります。
・また、相談窓口の周知を進めているものの、実態調査によれば、現時点においても相談先が分からないというかたが多く、障害種別やライフステージに応じた分かりやすい情報提供の工夫が必要です。
・精神保健分野ではアウトリーチ事業の開始により支援につながりにくいかたへのアプローチが可能となったものの、支援件数はまだ少なく、取組みの充実が求められます。難病患者への相談については、医療機関等との連携を含めた相談支援の仕組みの検討が必要です。
・さらに、こころの健康に関する相談ニーズは依然として高いことから、相談体制を維持・充実していくことが課題です。
・さらに、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業が未実施となっています。

（2）地域生活基盤の整備について

・地域生活支援拠点等については、関係機関とのネットワーク形成が進む一方、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりなど、一部の機能では整備が十分ではなく、拠点機能の充実が課題です。
・また、障害者福祉センターについては、令和 11（2029）年度の供用開始に向け、障害のあるかたの地域活動や社会参加の場としての機能のほか、当事者及び団体を支援する機能を有した、将来までも機能する障害福祉の拠点として整備を進める必要があります。
・精神科病院からの地域移行や地域定着を進めるため、動機付け支援を継続するとともに、障害福祉サービスだけでなく、保健・医療や庁内の各種福祉窓口との連携を強化する必要があります。住まいの確保については、グループホームの整備・重度化や高齢化への対応に加え、住まいの総合相談窓口と連携することで、実効性のある支援につなげることが求められます。
・さらに、強度行動障害や医療的ケア、車椅子利用など、多様な障害特性に対応できる通所先の確保、失語症・高次脳機能障害への支援体制の充実が必要です。
・移動支援や日中一時支援等については、物価・賃金上昇を踏まえた事業者への支援を検討することが必要です。
・健診・口腔ケアや依存症等の健康関連情報について、障害のあるかたへの周知を一層進めることが課題です。

（3）障害理解・社会参加・情報保障について

・障害者差別解消、虐待防止や心のバリアフリーに関する取組みを進めているものの、講演会等の実施機会が限られており、市民・事業者等への周知啓発が十分とはいえない状況です。ヘルプマーク・ヘルプカードについても、継続的な普及啓発が必要です。
・また、手話言語条例の制定に向けて、聴覚障害者関係団体等の意見を踏まえた条例案の策定と施策の推進が求められます。
・情報保障については、手話通訳者・要約筆記者等の意思疎通支援者の養成・普及に引き続き取り組むとともに、SNS 等を活用した情報発信の拡大や、オンライン申請の普及を踏まえ、障害特性にかかわらず利用しやすい申請環境の整備が課題です。

（4）ライフステージに応じた支援について

・保健センター増築及び複合施設整備を契機として、母子保健、児童福祉、療育、教育等の関係機関が連携し、子どもの発達段階に応じて切れ目なく支援できる相談体制を構築するとともに、療育等に関する相談支援機能を強化することが課題です。
・また、発達に不安や悩みを抱える家族を身近な立場から支援するペアレントメンターについて、市におけるメンターの養成を含めた事業の検討が求められます。

（5）サービス提供体制について

・地域の支え合いを担うボランティアや団体等の育成・活動支援を進めているものの、人材育成が課題となっています。障害福祉分野のボランティアを継続的に確保するとともに、育成した人材が地域活動につながる仕組みや、育成を担う人材の確保が必要です。
・ペアレントメンターの市独自の養成・管理体制の構築や、放課後等デイサービス「パレット」の対象・支援内容の正確な周知も課題です。
・さらに、市職員の障害理解と対応力の向上に向け、研修や啓発手法の充実が求められます。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念・基本目標・基本的視点

第六期長期計画・調整計画の重点施策として地域共生社会を推進していることを踏まえ、第４期健康福祉総合計画では「武蔵野市ならではの地域共生社会の実現」を基本理念とし、障害の有無にかかわらずすべてのかたが、住み慣れた地域で安心して生活が続けられることを目指しています。このような基本理念に加えて、障害の社会モデルや人権モデルの考えを取り入れた基本目標を定めるとともに、基本的視点として次の４点を掲げます。

基本目標

障害のあるすべてのかたが
住み慣れた地域社会の中で
生涯を通じて安心して
自分らしい生活を送るために

基本的視点

１　障害のあるすべてのかたが、必要な支援を得られ、自ら意思を決定し、その選択に基づく生活スタイルを確保するとともに、地域で安心して暮らし続けることができるよう、意思決定支援を推進し、必要な支援につながる相談支援体制を充実させます。

２　ライフステージに応じた切れ目のない地域生活の選択が可能となるよう、地域生活を支える基盤の整備を進めます。

３　障害特性に応じた情報保障や社会参加を推進するとともに、障害への理解及び差別の解消を進め、誰もが地域で活躍できる共生社会の実現を目指します。

４　将来にわたり必要な支援を安定して提供できるよう、人材の確保・育成やサービス基盤の充実を進め、持続可能な障害福祉サービス提供体制を構築します。

２　基本施策

武蔵野市第六期長期計画及び第六期長期計画・調整計画で定められた方針に基づき、次の６つの基本施策を計画的に推進します。

基本施策１
まちぐるみの支え合いを実現するための取組み

心のバリアフリー啓発事業や障害者差別解消に向けた取組みなど、地域共生社会の実現に向けた取組みを推進します。

基本施策２
生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化

障害の重度化・高齢化による在宅での医療ニーズの増加や精神障害のあるかたの地域移行、地域定着の支援に対応するため、在宅医療・介護連携事業の推進を図ります。

基本施策３
安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実

「8050 問題」などの複合的な課題を解決するため、保健・医療・介護・福祉分野の多職種連携を推進し、包括的な相談支援のネットワークを強化します。

基本施策４
福祉人材の確保と育成に向けた取組み

福祉人材の確保、育成と質の向上を図るため、武蔵野市地域包括ケア人材育成センターと連携した取組みを推進します。

基本施策５
新しい福祉サービスの整備

複合的なニーズや地域共生社会に対応した、多世代型の新たなサービス提供及び施設整備を推進します。

基本施策６
子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり

子どもの発達や成長段階に応じた適切な支援を推進するため、関係機関と連携を図りながら子どもと子育て家庭を包括的に支援します。

3　重点的取組みと施策の展開

計画期間における重点的取組みとして、以下５項目を設定し推進します。

重点１　必要な支援につながる相談支援体制の強化

障害のあるかたやその家族が、困りごとの内容や障害の特性、ライフステージにかかわらず、必要な支援につながることができるよう、身近な相談から専門的な相談までを地域全体で受け止める体制を整えます。分野を超えた連携や継続的な支援を進め、本人の意思を尊重した相談支援の充実を図ります。

（１）　身近な相談の入口と相談支援体制の充実

本市では、基幹相談支援センターや地域活動支援センターの相談支援事業を通じて、相談支援体制の充実を進めてきました。障害福祉制度の対象の広がりや障害の多様化に伴い、発達障害、高次脳機能障害、医療的ケア、難病、精神障害等に関する専門的な相談に加え、生活上の複合的な課題を抱えるかたからの相談も増えています。

令和６（2024）年４月の障害者総合支援法の改正では、基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的な機関としての役割が明確化されました。

- 今後は、基幹相談支援センターのよる総合的な相談対応に加え、相談支援事業所等への後方支援や専門的な助言、人材育成、地域の相談支援機関との連携等を進め、地域全体の相談支援体制を強化します。
- 地域活動支援センターについては、日常生活に関する相談や交流・居場所としての機能を活かし、福祉サービスの利用につながっていないかたや、どこに相談すればよいか分からないかたにとっても、地域とのつながりを持つ身近な場となるよう、その機能の充実を図り、相談内容に応じて、必要な場合には相談支援事業所や医療機関、就労支援機関等につなげられるよう、関係機関との連携を進めます。
- 市（基幹相談支援センター）、地域活動支援センター、相談支援事業所、障害者福祉センター、障害者就労支援センター等が、それぞれの専門性を活かしながら、相談者を適切な支援につなぐ体制を整えます。
- 実態調査で「相談先がわからない」とするかたが多かったことを踏まえ、相談窓口や各機関の役割、利用方法について、本人や家族、地域の支援者等に分かりやすく周知します。
- 情報アクセシビリティにも配慮し、多様な媒体や身近な場を活用した情報発信を進めます。

番号	区分	事業	内容
1		分かりやすい相談窓口の周知	・市ホームページや各種 SNS、広報誌「つながり」を活用し、障害種別やライフステージごとの相談窓口の周知を行います。 ・利用者にとっても支援者にとっても分かりやすい相談窓口の周知・啓発について、相談機関とも連携を図りながら検討します。
2		潜在的な支援ニーズへの対応	・障害者手帳の交付や、市窓口での手続き時等に各相談窓口の案内を積極的に行いつつ、丁寧に聞き取りを行うなど、潜在的な支援ニーズに対応していきます。

番号	区分	事業	内容
			・アウトリーチ等により支援につながっていないかたを把握し、相談支援やサービス利用につなげるとともに、望まないセルフプランの解消に向けた取組みを進めます。

（２） 複雑・複合化した課題に対応する包括的な相談支援

様々な課題が複合化し、障害福祉分野だけでは解決が難しい相談が増えています。また、ヤングケアラーや、本人・家族から相談の意思表示がないまま支援が必要となる世帯など、既存の相談支援の枠組みだけでは把握しにくいケースへの対応も求められています。

- 福祉総合相談窓口をはじめとする庁内各分野との連携を強化するとともに、重層的支援体制の考え方を踏まえ、複雑・複合化した課題を分野横断的に受け止め、必要な支援につなぐ仕組みを整えます。
- 本人からの相談を待つだけでなく、関係機関からの情報提供等を契機としたアウトリーチによる支援についても、関係機関と連携しながら進めます。
- 精神保健福祉法の改正を踏まえ、精神障害のあるかたに加え、精神保健に課題を抱えるかたも含めた包括的な相談支援に向け、精神保健分野との連携を強化します。

番号	区分	事業	内容
3		精神保健に関する相談体制の整備	・福祉総合相談窓口や健康課との連携のもと、精神保健に課題を抱えるかた（精神疾患の未治療者や治療を中断したかたなど）を適切な治療やサービスに繋げられるよう、訪問等の支援を積極的に届ける事業（アウトリーチ事業）を継続して実施します。
4		市民こころの健康相談事業の推進	・高い相談ニーズに対応するため、相談日を増やして強化した相談体制を継続します。 ・都における自殺対策強化月間にあわせ、講演会等の啓発活動を引き続き実施します。

（３） 相談支援専門員の専門性とケアマネジメント力の向上

相談支援事業所や相談支援専門員には、本人の希望や生活状況を踏まえ、必要なサービスや社会資源を組み合わせながら、その人らしい生活を実現するためのケアマネジメントが求められています。

- 市（基幹相談支援センター）、地域活動支援センター等による後方支援を充実します。
- 相談支援事業所連絡会等を活用し、事例検討や情報共有、相互に学び合う機会を確保します。
- 本人の意思や希望を尊重し、ライフステージや生活環境の変化にも対応した継続的な相談支援が行えるよう、相談支援専門員の専門性とケアマネジメント力の向上を図ります。
- 難病、高次脳機能障害、医療的ケア、精神障害等、専門的な知識や支援技術が求められる相談に対応できるよう、専門機関等との連携や研修等を通じた支援力の向上を進めます。

拡…拡充事業

番号	区分	事業	内容
5	拡	相談支援の質の向	・相談支援事業者連絡会により、市や関係機関、相談支援専門員同士のネットワーク

番号	区分	事業	内容
		上と人材確保	強化及び支援の質の向上を図ります。 ・相談支援専門員ガイドラインの改訂、事例検討会の活用、相談支援事業所向けの研修の実施を通じて、相談支援専門員の人材育成、相談支援の質の向上に取り組みます。 ・複雑化、多様化する相談への対応のため、相談支援専門員の人材確保のための支援策を研究します。

（４） 医療・保健・福祉等の連携による切れ目のない支援

障害のあるかたの地域生活を支えるためには、福祉サービスだけでなく、医療・保健・介護・就労・教育等の関係機関が連携し、生活全体を切れ目なく支えることが重要です。

- 障害者福祉センターでは、視覚障害、高次脳機能障害、中途障害等の専門相談を引き続き行います。
- 難病のあるかたへの相談支援については、東京都難病相談・支援センターや主治医等との連携を進め、疾病に関する専門的な知識を踏まえた支援につなげます。
- 入院・退院時を含め、医療機関と相談支援事業所等の情報共有や連携を進め、医療と地域生活の間に切れ目が生じない相談支援体制を構築します。

番号	区分	事業	内容
6		難病患者向けの相談支援体制の充実	・難病患者への相談支援については、相談内容によっては専門的な知識も必要となるため、かかりつけの医療機関や東京都多摩難病相談・支援室、訪問看護事業所とも連携しながら、相談できる仕組みについて検討します。
7		失語症などの高次脳機能障害のあるかたへの継続した支援	・市内で実施されている失語症のあるかたへの支援事業を継続するとともに、本市における失語症者への支援体制の強化に努めます。また、地域生活支援事業の必須事業でもある失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を開始します。 ・令和8（2026）年4月施行の高次脳機能障害者支援法を受け、今後も高次脳機能障害のあるかたへの相談支援体制を継続するとともに、生活相談に対応する高次脳機能障害相談支援事業「ゆいっと」と関係機関（東京都心身障害者福祉センター、専門医療機関や就労支援事業所等）との連携強化を図ります。
8		地域移行・地域定着の支援体制の強化	・保健・医療関係者、当事者が参加する協議の場として自立支援協議会の地域移行部会を活用し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを推進します。 ・長期入院者のいる精神科病院へのアンケート結果をもとに、退院が可能と思われるかたに対して、具体的な地域移行の支援を行います。 ・支援者、当事者（ピアサポーター）が近隣の精神科病院を訪問し、病院関係者や長期入院者との交流を通じて、退院の動機付けや病院関係者との連携強化に取り組みます。
9		精神保健に関する相談体制の整備【再掲】	・福祉総合相談窓口や健康課との連携のもと、精神保健に課題を抱えるかた（精神疾患の未治療者や治療を中断したかたなど）を適切な治療やサービスに繋げられるよう、訪問等の支援を積極的に届ける事業（アウトリーチ事業）を継続して実施します。
10		健康づくりの推進	・市で実施している若年層健康診査や特定健康診査がん検診等の情報提供を継続して行うとともに、受診勧奨や啓発を推進し、障害のあるかた自身やその家族が、健康づくりや健康に対する意識を高めていくような、意識づけの取組みを進めていき

番号	区分	事業	内容
			ます。 ・口腔ケアに課題のあるかたが通所している生活介護事業所や児童発達支援事業所等の施設職員に向けて、(公社)武蔵野市歯科医師会や専門医療機関と連携を図りながら、口腔ケアに関する相談に継続して対応していきます。
11		依存症対策の理解促進	・依存症のかたの個別支援にあたっては、東京都(保健所、多摩総合精神保健福祉センター)からの助言等に基づき、連携をとりながら適切な対応を行います。 ・精神保健福祉啓発講演会等の開催を通じて、市民への普及啓発を促進するとともに、精神保健福祉研修や東京都が主催する依存症対策の研修に参加し、関係職員の専門性の向上を図ります。

（5） 地域全体で支える相談支援ネットワークの強化

障害のあるかたが住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、相談支援機関だけでなく、障害福祉サービス事業所、医療機関、地域住民、民生委員、当事者・家族等を含む地域全体で支える仕組みが必要です。

- 地域生活支援拠点等について、相談、緊急時の対応、地域生活への移行等の機能を関係機関が連携して発揮できるよう、地域の支援ネットワークを強化します。
- 自立支援協議会等を活用し、個別の相談事例から地域の課題を把握し、その解決に向けた取組みにつなげます。
- 相談支援機関同士の連携に加え、医療・介護・就労・教育等の関係機関や地域の多様な主体とのつながりを広げ、個別の相談を支援につなげるだけでなく、地域全体で障害のあるかたの生活を支える仕組みの構築を進めます。

番号	区分	事業	内容
12		包括的な相談支援体制の機能強化と各機関の役割の明確化	・庁内外の関係機関により相談支援体制について検討する総合支援調整会議において、基幹相談支援センターが障害分野の専門職の立場として参加し、分野横断的な連携を強化します。 ・基幹相談支援センターは、事業所への後方支援やスーパーバイズ(専門相談)機能、事業所の人材育成やネットワーク構築の取組みに注力できるよう職員配置や業務分担を整理し、体制整備を図ります。 ・地域活動支援センターと障害者福祉センターはそれぞれの強みを生かしつつ、専門性をもった相談員の確保を行うことで複雑化・多様化し、増加していく相談に対応していきます。

重点２　地域で安心して暮らし続けるための生活基盤の整備

障害のあるかたが、住み慣れた地域で安心して自分らしい生活を続けられるよう、住まい、日中活動、医療、福祉等の支援基盤を整えます。地域生活支援拠点等を中心に、地域の事業者や関係機関が連携し、緊急時や生活上の変化にも対応できる地域全体の支援体制を構築します。

（１）　地域生活支援拠点等を中心とした地域生活支援体制の強化

本市では、令和５（2023）年度から障害者地域生活支援ステーション「わくらす武蔵野」に拠点コーディネーターを配置しています。障害のあるかたが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域生活支援拠点等を中心に、市内の事業所や関係機関が連携して地域生活を支える仕組みが重要です。

- 地域生活支援拠点等について、地域自立支援協議会や市内の障害福祉サービス事業所等と連携しながら、地域の実情に応じた機能の充実を図ります。
- 拠点コーディネーターを中心に、相談、緊急時の対応、地域生活への移行、地域生活の継続等の機能が有機的に連携する体制を整えます。
- 地域生活支援拠点等を単独の施設として捉えるのではなく、市内の事業所や関係機関がそれぞれの機能を担い、面的に地域生活を支える仕組みとして機能させていきます。
- 障害者支援施設や精神科病院等から地域生活への移行を希望するかたが、本人の希望に沿って地域で暮らせるよう、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助等の活用を進めます。
- 精神障害のあるかたについては、精神科病院や相談支援事業所等と連携し、長期入院者の実態把握や退院支援を進めるとともに、退院後の生活を支える住まい、医療、福祉等の支援体制を整えます。
- 地域移行を単に「退院・退所すること」と捉えるのではなく、本人が希望する暮らし方を実現し、その後も地域で安心して生活を継続できるよう、地域移行から地域定着まで一体的に支援します。

新…新規事業

番号	区分	事業	内容
13		ネットワークを活かした地域生活支援拠点等の段階的整備	・地域生活支援拠点等事業については、拠点コーディネーター・地域自立支援協議会・市内事業所・関係機関などと連携、協力を図りながら、段階的に整備を進めます。
14		地域移行・地域定着の支援体制の強化 【再掲】	・保健・医療関係者、当事者が参加する協議の場として自立支援協議会の地域移行部会を活用し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを推進します。 ・長期入院者のいる精神科病院へのアンケート結果をもとに、退院が可能と思われるかたに対して、具体的な地域移行の支援を行います。 ・支援者、当事者（ピアサポーター）が近隣の精神科病院を訪問し、病院関係者や長期入院者との交流を通じて、退院の動機付けや病院関係者との連携強化に取り組みます。
15	新	地域生活を支えるサービスの充実	・地域生活支援事業の運用を地域の実情に応じて見直すとともに、障害児者のショートステイや移動支援について、利用しやすい制度や事業者への支援を検討し、地域生活を支えるサービスの充実を図ります。

（２） その人らしく暮らし続けるための住まいの確保

実態調査や団体ヒアリングでは、住宅の整備・住宅探しの支援や地域生活支援施設の充実など、住まいに関するニーズが示されています。

- 障害のあるかたが、本人の希望や生活状況に応じて住まいを選択できるよう、グループホームに入居しやすい環境をさらに整備します。
- 一人暮らしを希望するかたへの自立生活援助や居住支援等の活用を進めます。
- 家族との同居から一人暮らしへの移行や、家族による支援が難しくなった場合など、生活環境の変化に応じて地域生活を継続できる支援について検討します。
- いわゆる「親なき後」を見据えた支援についても、家族だけに負担を集中させるのではなく、地域生活支援拠点等を中心とした支援体制の中で、本人が安心して生活を継続できる環境を整えます。

新…新規事業

番号	区分	事業	内容
16		住居に関する取組み	・障害のあるかたが地域生活を継続していくために、事業者のグループホームの整備支援に継続して取り組むとともに、既存グループホームにおける高齢分野や医療分野との連携体制の整備や、利用者の重度化や高齢化に対応する取組みの支援について検討します。 ・地域移行支援や親なき後の支援を見据え、民間住宅への入居支援に関する取組みを住まいの総合相談窓口により、福祉部局と住宅部局の連携のもとに進めます。
17	新	地域での暮らしの選択を支える支援の充実	・一人暮らし体験の機会を充実するとともに、住宅費助成制度の見直しを検討し、グループホームや一人暮らしなど多様な住まいへの移行・定着を支援します。
18	新	本人及び家族の高齢化を見据えた支援体制の強化	・「親なき後」や 8050・9060 問題を見据え、高齢、介護、障害、医療、困窮等の関係機関が連携した支援体制を構築します。

（３） 多様な障害特性に対応できる日中活動・サービス基盤の確保

特別支援学校等の卒業後を含め、障害のあるかたが地域で生活を続けるためには、本人の障害特性や希望に応じて通うことのできる日中活動の場が必要です。

- 生活介護や就労継続支援Ｂ型等について、利用ニーズを踏まえた必要なサービス量の確保に努めます。
- 強度行動障害のあるかた、医療的ケアが必要なかた、車椅子を使用するかた等、特別な支援を必要とするかたを受け入れることのできる事業所や支援体制の充実を進めます。
- 事業所単独での対応が難しい課題について、関係機関が連携して支援方法を検討し、地域全体で専門的な支援を担える体制づくりを進めます。
- 特に、強度行動障害や医療的ケア等への対応について、専門的な知識・技術を持つ人材の確保・育成や支援ノウハウの共有を進めます。

番号	区分	事業	内容
19		通所先の確保にむけ	・障害特性に合った卒業後の通所先の確保について、継続して取り組んでいきま

番号	区分	事業	内容
		た検討	す。 ・特に強度行動障害のあるかた、医療的ケアの必要なかた、車椅子を使用されているかた等を受け入れることが出来る通所先の確保については、支援の場所・支援する人材の確保について、東京都や他団体主催の研修事業等も活用しながら、今後の取組みについて検討します。

（４） 障害福祉を支える人材と専門的な支援力の確保

障害福祉サービスへのニーズが多様化・複雑化する中、質の高い支援を継続的に提供するためには、障害福祉分野を支える人材の確保と育成が不可欠です。

- 市内の障害福祉サービス事業所が必要な人材を確保し、職員が長く働き続けられるよう、事業所への支援や人材確保に向けた取組みを進めます。
- 武蔵野市地域包括ケア人材育成センター等と連携し、障害の特性や支援技術に関する研修、事業所間で学び合う機会の充実等を図ります。
- 特に、強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケア等の重症心身障害、高齢化等により専門的な支援を必要とするかたへの対応力を高めるため、専門性を持つ人材の育成と支援ノウハウの地域での共有を進めます。

拡…拡充事業

番号	区分	事業	内容
20	拡	専門的支援を担う人材の育成・確保	・桜堤ケアハウス内において市が実施する放課後等デイサービス施設「パレット」を安定的に運営し、肢体不自由児や医療的ケア児を対象とした支援体制の充実を図ります。 ・強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケア、重複障害等への支援や意思疎通支援を担う専門人材の育成・確保を進めます。

（５） 地域の多様な主体が支える生活基盤の形成

障害のあるかたの地域生活を支えるためには、障害福祉サービスだけでなく、医療、介護、就労、教育、地域活動等の多様な資源がつながり、それぞれの役割を発揮することが重要です。また、当事者・家族、地域住民、関係機関、行政等が、地域の生活基盤を支える主体として連携・協力することが求められます。障害当事者団体や支援者団体についても、地域活動、社会参加、当事者同士の支え合いなど、地域生活を支える重要な役割を担っています。

現在進めている障害者福祉センターの改築事業では、基本計画で定める方針に、障害のあるかたの地域活動や社会参加の場としての機能のほか、当事者及び団体を支援する機能を位置付けています。

- 地域生活支援拠点等や地域自立支援協議会等を活用し、地域資源や支援上の課題を共有するとともに、当事者・家族、地域住民、関係機関、行政等がそれぞれの役割を担いながら、地域全体で障害のあるかたを支える仕組みづくりを進めます。

- 障害者福祉センター等を活用し、当事者団体等の活動や交流の場を確保するとともに、障害のあるかたが地域の中で役割を持ち、社会参加できる環境を整えます。
- 障害者福祉センターについては、障害のあるかたの地域活動や社会参加の場としての機能のほか、当事者及び団体を支援する機能を有した、地域の障害福祉を支える拠点として整備を進め、時代の変化や多様化するニーズに対応できる施設として機能の充実を図ります。
- 災害時にも可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活を継続できるよう、平時からの備えを進めます。
- 本人・家族による自助、地域住民や関係機関による共助、行政による公助が連携し、障害特性に応じて、避難や安否確認、医療的ケア等の必要な支援が受けられる体制を整えます。
- 事故や急な家族の不在等の緊急時にも対応できるよう、地域生活支援拠点等や障害福祉サービス事業所等との連携を強化します。
- 転入者が利用できるサービスや地域資源について知り、早期に地域との接点を持つことができるよう、転入手続等の機会を捉えた情報提供を行うとともに、コミュニティセンター、地域社協等と連携した地域とのつながりづくりを進めます。

新…新規事業、拡…拡充事業

番号	区分	事業	内容
21		見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会との連携強化	・障害のあるかたの体調異変の早期発見・早期対応のため、ライフラインサービス提供事業者、警察・消防などの関係機関等、協議会参加事業者との連携を強化します。
22		時代の要請にあわせた障害者福祉センターの改築	・「武蔵野市障害者福祉センター改築に係る基本計画」に示されている基本理念や基本方針をもとに、障害のあるかたの地域活動や社会参加の場としての機能のほか、当事者及び団体を支援する機能を有した、将来までも機能する障害福祉の拠点としての整備を進めます。
23		在宅医療と介護連携の強化	・在宅で医療的ケアが必要なかたや精神疾患のあるかた、難病患者等、医療と介護の連携が必要なかたがたが増えてきています。引き続き、医師会、歯科医師会、訪問看護事業所等との連携強化に取り組むとともに、在宅での継続した生活ができるような支援体制を強化します。
24	新	ライフステージに応じた在宅生活支援の充実	・年齢や生活環境、制度移行に応じて、障害者福祉・高齢介護・医療・困窮・教育等の関係機関が連携し、在宅生活を継続できる支援体制の充実を図ります。
25		在宅避難の推進	・災害時に自宅での生活が継続できるように、在宅避難のメリットや在宅避難のために備えるべき事柄、在宅避難時における様々な支援体制の充実を図り、周知啓発していきます。
26		福祉避難所の支援物品の充実	・協定を結んでいる福祉避難所への状況把握等の実態調査を定例で実施するとともに、必要な支援物資について検討するなど、発災時の BCP 等についても協議します。 ・福祉避難所開設・運営訓練についても、計画的に実施していきます。
27	拡	避難支援体制の充実	・在宅の人工呼吸器使用者は、災害時には自宅での生活が継続できるような環境整備が必要です。訪問看護事業所と連携して、引き続き災害時個別支援計画の作成を進めていくとともに、普段から災害時における心構えと対策を行うよう周知します。 ・人工呼吸器使用者以外にも災害時個別避難計画の作成・活用を推進するとともに、避難行動要支援者制度の実効性を高め、障害特性に応じた避難支援体制を整備します。

重点３　障害理解・差別解消の推進及び障害特性に応じた社会参加・情報保障の充実

障害のあるかたが、障害のないかたとともに地域社会の一員として、自分らしく活動できる環境を整えます。障害への理解を深め、差別や社会的障壁をなくす取組みを進めるとともに、合理的配慮や情報アクセシビリティを確保し、就労、文化、スポーツ、地域活動等への参加や就学等を支えます。

（１）　障害理解の促進と差別・虐待の防止

障害のあるかたが地域社会の中で安心して生活し、様々な活動に参加するためには、市をはじめ市民や事業者等が障害について正しく理解し、一人ひとりの障害特性や必要な配慮を理解することが重要です。

令和６（2024）年４月から、改正障害者差別解消法により事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。

- 市民、事業者、関係機関等への障害理解や合理的配慮に関する啓発を進めます。
- 障害者差別解消法講演会、心のバリアフリー啓発事業（出前講座）、地域自立支援協議会における活動、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及等について、当事者の意見や具体的な事例を活かしながら、より効果的な啓発を進めます。
- 障害のあるかた自身や家族が、自らの権利や合理的配慮について知り、必要な配慮を求めることができるよう、当事者・家族への情報提供を充実させます。
- 差別に関する相談窓口の周知や合理的配慮の事例の共有等を通じて、地域における差別解消に向けた取組みを促進します。

番号	区分	事業	内容
28		地域共生社会の更なる推進	・「すべてのかたがお互いの人権や尊厳を大切にし、高齢者、障害のあるかた、子ども等といった区別なく、そのかたの状況に合った支援が受けられる」という本市における地域共生社会の考え方に基づき、障害のあるかたが地域社会であらゆる活動に参加し、自己実現に取り組むことができるよう、講演会の実施など様々な形で心のバリアフリーと障害者差別解消に関する啓発と仕組みづくりに取り組みます。
29		障害者差別解消の推進	・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、市の窓口等において適切な形で合理的配慮が提供されるよう市職員に対する研修及び啓発を実施するとともに、手続きの際などに生じ得る様々な障壁（バリア）を取り除くように努めます。 ・障害者差別解消法改正に基づく事業者による合理的配慮の提供義務化を受け、市内の事業者に向けて、法に対する正確な知識や合理的配慮に向けた周知啓発をしていきます。 ・障害のあるかたや家族に向けて、障害者差別解消に関する相談窓口や相談解決に関する事例を周知啓発することで、当事者・家族への周知が不十分なために、当事者・家族が自らの有する権利に気づかず、不利益を被ることが無いように取り組みます。
30		心のバリアフリーハンドブックの活用と出前講座の充実	・心のバリアフリーハンドブックを活用し、市民や事業者等が障害のあるかた一人ひとりの違いを尊重し理解を深めるとともに、無理解・無関心・無意識による偏見や差別に気づき、適切な行動につなげられるように周知啓発活動を実施します。また、社会

番号	区分	事業	内容
			福祉協議会と連携し、ボランティア講座等においてもハンドブックを配布します。 ・心のバリアフリー啓発事業（出前講座）をはじめとした各種啓発事業について、引き続き効果的な実施方法、担い手を拡げる啓発等を研究しつつ、実施します。
31		ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発の推進	・配慮が必要であることを周囲に知らせるために用いるヘルプマークだけでなく、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるために用いるヘルプカードについても、様々な形で周知啓発に取り組むことで、地域社会全体に心のバリアフリーの理念が浸透していくように努めます。
32		成年後見制度の利用促進	・武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会における連携体制のもと、（公財）武蔵野市福祉公社やNPO法人むさしの成年後見サポートセンターこだまネット、地域自立支援協議会等と協力して、本人の意思を尊重して地域社会で生活を送ることが出来るように、障害のあるかたの権利擁護という視点から、成年後見制度の普及啓発・人材育成に取り組みます。 ・成年後見制度の利用については、費用負担の面の不安等が先立ち、利用が進んでいないという側面もあります。「障害のあるかたの将来に備える」という長期的な視点から本人やその家族が制度について正しく理解し活用出来るように相談体制の構築や普及啓発に向けた取組みを進めていきます。 ・令和8（2026）年度の成年後見制度に関する法改正に対応して、よりよい運用を図ります。

（2） 障害者虐待の防止

障害のあるかたの権利と尊厳を守るためには、虐待の未然防止、早期発見及び早期対応が重要です。

- 障害者虐待防止センターを中心に、虐待の未然防止、早期発見及び早期対応を進めます。
- 本人や家族、支援者、事業者等に対する啓発や研修を行うとともに、虐待に至る前の段階から相談支援につながることができる体制を整えます。
- 関係機関との連携を強化し、虐待が疑われる場合に迅速かつ適切に対応できる体制の充実を図ります。

番号	区分	事業	内容
33		虐待防止の推進	・障害者虐待を防止するため、虐待の早期発見や防止に向けた取組みを引き続き推進します。 ・虐待に至らないようにするための相談支援体制の充実や、虐待防止についての知識を深めるため当事者・家族・支援者・事業者への啓発活動に引き続き取り組みます。 ・虐待通報が増加傾向にあることから、通報制度が正しく活用されるよう周知や啓発を進めるとともに、事業所を対象とした定期的な研修の実施、各関係機関の役割分担の整理、連携体制の充実について取り組みます。 ・虐待通報等を契機として、養護者への支援も含め、より良い支援体制が構築できるよう、各関係機関や事業所と協力し、地域全体で虐待を防止します。

（３） 社会的障壁を取り除く環境づくりと情報アクセシビリティの確保

障害のあるかたの社会参加を進めるためには、本人の努力や支援だけではなく、社会の側にある様々な障壁を取り除くことが必要です。また、情報を得ることや、自分の意思を伝えることは、社会参加や意思決定の基盤です。

- 障害者差別解消法における合理的配慮や、障害のあるかたを対象とした事前の環境整備の考え方を踏まえ、施設・設備等の物理的な環境だけでなく、職員の対応、情報提供の方法、サービスの利用方法等についても、障害のあるかたが利用しやすい環境となっているか、当事者の意見も参考にしながら見直します。
- 市の施策や事業の企画・実施にあたっては、障害のあるかたの意見を取り入れ、障害の有無にかかわらず参加できる環境づくりを進めます。
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念を踏まえ、市が発信する情報について、分かりやすい文章や資料の作成、音声・字幕・点字・テキストデータ等の活用、ウェブアクセシビリティの確保など、障害特性に応じた情報提供を進めます。
- 手話通訳者、要約筆記者等に加えて失語症者向け意思疎通支援者派遣事業も開始し、意思疎通支援を充実します。
- デジタル技術を活用した情報取得支援の充実を図ります。
- 災害時や行政手続、選挙等、重要な情報を確実に取得する必要がある場面においても、障害特性に応じた情報保障が確保されるよう、庁内関係部署や関係機関との連携を進めます。

拡…拡充事業、新…新規事業

番号	区分	事業	内容
34	新	手話言語条例の制定及び推進	・手話言語条例を制定するとともに、手話の普及啓発や施策の推進を行います。
35	拡	情報アクセシビリティの向上	・聴覚障害のあるかた等へのコミュニケーション手段の確保、情報保障を図るため、手話通訳者や要約筆記者等の意思疎通支援者の養成・普及啓発に引き続き取り組みます。 ・失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を開始します。 ・障害のあるかたが必要な行政情報を円滑かつ正確に入手できるように、市報、広報誌つながりによる情報の提供に引き続き取り組みます。また、誰にとっても、ホームページやSNS（LINE 等）から市の施策、事業、イベントなどの市政情報が受け取りやすく、分かりやすくなることを目指して、市のホームページ等の表記を含め、ウェブアクセシビリティの向上に努めます。 ・情報保障が必要なかたからの求めがあるときに適切な対応が図られるように庁内の体制を整えるとともに、情報保障の観点での合理的配慮を求めやすい環境整備に努めます。 ・日々進歩するデジタル技術について、情報保障の観点からどのように活用できるかを研究します。 ・ホームページや電子申請等のウェブアクセシビリティを向上させるとともに、デジタル技術を活用し、誰もが情報を取得・利用しやすい環境を整備します。 ・情報の内容や対象者に応じて、分かりやすい日本語、イラストや図、音声、字幕、点

番号	区分	事業	内容
			字、テキストデータ等を活用し、多様な方法で情報を提供します。

（４） 本人の希望に応じた多様な働き方と就労の実現

働くことは、経済的な自立だけでなく、社会とのつながりや自己実現の機会にもつながります。令和８(2026)年７月から民間企業の法定雇用率が 2.7%に引き上げられ、対象となる事業主の範囲も広がっています。

- 障害のあるかたが本人の希望や適性に応じて職業や働き方を選択し、働き続けることができるよう、障害者就労支援センターあいるを中心に、庁内外における福祉、雇用、教育等の関係機関が連携した就労支援を進めます。
- 精神障害や発達障害のあるかたをはじめ、短時間勤務や勤務日数の調整等を含めた多様な働き方を選択できるよう、企業等への理解促進や職場環境の整備を進めます。
- 就労前の職場実習や就労体験の機会を確保するとともに、市役所を含む市内事業所における実習先の確保を進めます。
- 雇用人数の確保だけでなく、障害のあるかたが個々の能力を発揮し、働き続けられる雇用の質の向上を意識した企業への働きかけや支援を進めます。

拡…拡充事業

番号	区分	事業	内容
36		障害者庁内実習の推進	・障害のあるかたが就労に向けた実習を行えるよう、市役所内部で様々な障害特性に応じた受入れ体制を整備します。
37		就労支援ネットワークの強化	・精神障害や発達障害のあるかたの就労ニーズが高まっており、就労移行支援事業所が増加していることを踏まえ、就労支援ネットワーク会議等を活用しながら、医療機関も含めたネットワーク及び連携の強化を図ります。
38	拡	多様な就労機会の創出	・一般就労に困難を感じられるかたが、短時間就労等多様な働き方を通して、地域の一員として社会参加を実現できるような取組みを引き続き推進します。 ・各関係機関や市関係課と引き続き連携を図り、市内の企業等に対し障害者雇用や障害者理解の促進を図ることで、職場実習先の開拓や就労先の確保に取り組みます。 ・多様な形での就労支援を通じ、市が率先して、市役所を障害のあるかたが段階的に就労を行える場とします。 ・障害特性や希望に応じた多様な就労内容や活動機会を確保するため、企業や関係機関と連携し、新たな就労機会の創出を進めます。

（５） 文化・スポーツ・地域活動等への参加機会の充実

障害のあるかたが地域で自分らしく暮らすためには、就労や福祉サービスだけでなく、文化、スポーツ、レクリエーション、交流等を楽しみ、地域の中で役割を持つ機会を確保することも重要です。

実態調査では、通所後や週末の居場所、余暇活動への支援に対するニーズが示されています。移動支援や日中一時支援については、利用希望が集中する時間帯に十分な支援を受けることが難しい状況があります。

- 移動支援や日中一時支援について、事業所や支援人材の確保を進めます。
- 精神障害のあるかたをはじめ、社会とのつながりを持つことが難しいかたについて、年代や生活状況に応じた居場所や交流の場の充実を図ります。
- 文化・スポーツを所管する庁内関係部署や関係機関と連携し、障害のあるかたが参加しやすい事業の実施や情報提供、合理的配慮の確保等を進めます。
- 障害当事者団体や支援者団体等が行う活動についても、障害のあるかた同士の支え合いや情報交換、地域との交流を促進する重要な機会として、その活動を支援します。
- 障害のあるかた自身が地域活動の担い手となり、地域の様々な活動に主体的に参加できる環境を整え、障害の有無にかかわらずともに活動できる地域づくりを進めます。

番号	区分	事業	内容
39		文化・スポーツ・芸術活動の充実に向けた環境整備	・障害のあるかたが文化活動やスポーツにより一層参加しやすくなるよう、引き続き、文化、生涯学習、スポーツ施設担当部門との連携を図ります。 ・民間事業者が主催する行事や事業等についても合理的配慮が提供され、共に文化活動やスポーツを楽しめる環境づくりがおこなわれるよう、地域共生社会の実現に向けた取組みと啓発を進めます。

重点４　ライフステージを通じた切れ目ない支援の推進

障害のあるかたが、乳幼児期から学齢期、成人期、高齢期まで、ライフステージの変化に応じた支援を受けながら、自分らしく成長し、暮らし続けられる環境を整えます。支援機関や制度の切替えによって支援が途切れることがないよう、本人と家族を中心に、保健・医療・福祉・教育・就労等の関係機関が連携し、継続的に支える体制を構築します。

（１）　ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築

障害のあるかたや障害のある子どもが、それぞれのライフステージに応じた支援を受けながら地域で安心して生活するためには、年齢や制度によって支援機関が変わる際にも、本人の生活や成長の経過が次の支援につながることが重要です。

乳幼児期には保健・医療・療育、学齢期には教育・児童福祉、成人期には就労・生活支援、高齢期には介護・医療等、ライフステージによって関わる機関や制度は変化します。一方、支援機関が変わるたびに情報や支援方針が引きつがれなければ、本人や家族が改めて相談し直す必要が生じたり、支援が途切れる場合があります。

- こども家庭センター、児童発達支援センター、教育支援センター、相談支援事業所、基幹相談支援センター、就労支援機関、在宅介護・地域包括支援センター等が、それぞれの専門性を活かしながら連携し、ライフステージの移行期においても支援がつながる仕組みを整えます。
- 本人の成長や生活状況、希望等を踏まえ、必要な情報や支援方針を適切に引きつぎ、本人を中心とした継続的な支援を進めます。
- 本人や家族が支援機関や制度の変更のたびに同じことを繰り返し説明する負担を軽減するとともに、ライフステージを通じて本人の意思や希望が支援内容に適切に反映される体制を構築します。

拡…拡充事業

番号	区分	事業	内容
40		包括的支援体制の整備	・保健センター増築及び複合施設整備において、児童福祉、母子保健、療育、教育等に係る相談支援機能を設置し、多機関の連携による包括的な相談支援体制を構築するとともに、障害児支援体制について整理し、切れ目のない支援を行うため、療育に関する相談体制を検討します。

（２）　子どもの発達と学びを支える環境の充実

発達に支援が必要な子どもやその保護者が、早い段階から必要な支援につながり、子どもの発達段階や特性に応じた適切な支援を受けられる環境が重要です。本市では、５歳児健診の新たな開始を検討しています。

- 保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を強化します。

- 新たに開始を検討している５歳児健診を含む乳幼児健診や保育所・幼稚園等の日常的な関わりを通じて、子どもの発達上の気づきを支援につなげるとともに、保護者が子どもの発達について不安や悩みを抱えた際に、身近な場所で相談できる体制を整えます。
- 発達に関する相談から療育、障害福祉サービス等の必要な支援につながるまでの過程を分かりやすくし、相談支援専門員等によるケアマネジメントを活用しながら、子どもと家族の状況に応じた支援を進めます。
- 障害のある子どもが、障害の有無にかかわらず地域の中で育ち、学ぶことができるよう、保育所、幼稚園、学校、障害児通所支援事業所等の連携を進めます。
- 保育士、幼稚園教諭、教職員等が子どもの発達特性や必要な支援について理解を深められるよう、研修や情報共有の機会を充実させ、合理的配慮を含め、子どもの特性に応じた支援が提供される環境を整えます。
- 放課後等デイサービス等について、事業者間の情報交換や関係機関との連携を進め、子どもの発達段階や障害特性、本人の希望に応じた支援が提供されるよう、サービスの質の向上を図ります。
- 放課後や休日についても、学校や家庭以外に安心して過ごせる居場所や活動の場を確保し、様々な経験を通じて成長できる環境を整えます。

拡…拡充事業

番号	区分	事業	内容
41	拡	早期発見・早期療育の推進	・子どもやその家庭が、必要な時に相談をすることができ、それぞれの発達段階に応じて適切な支援を受けられるように、療育の質の向上を図り、発達に支援が必要な子どもへの支援体制を強化します。 ・障害児相談支援を必要としている子どもとその保護者が確実に利用できるよう、相談支援体制の充実を図ります。 ・乳幼児健診等を契機に、発達が気になる子どもを早期に把握し、療育相談や必要な支援へ円滑につなげる体制の充実を図ります。
42	拡	地域で育ち学ぶ環境づくり	・地域で普段から子どもと直接関わる保育士や幼稚園教諭等の発達支援に関するスキルアップのため、児童発達支援センターによる地域支援講習会などの研修に引き続き取り組みます。 ・保育・教育・福祉が連携し、障害の有無にかかわらず地域でともに育ち学べる環境を整備します。
43		放課後等デイサービスの質の向上	・市内の放課後等デイサービスの事業所が増加してきていることから、事業所連絡会を開催し、提供されているサービスの内容と量を把握するとともに、サービスの質的向上を図ります。 ・放課後等デイサービスを必要とする児童が、適切な療育を受けることができるよう不足する支援やサービスの充実について検討します。
44	拡	障害児者の居場所づくり促進事業	・介護者の就労等により、障害福祉サービスの通所後や週末の居場所の更なる充実を求める声も多くなっていること等も踏まえ、障害のあるかたの社会活動の充実のために、移動支援や日中一時支援等の事業について、事業所の新規開設や支援員の確保に向けた取組みを検討します。 ・放課後や長期休暇等に安心して過ごせる居場所を確保するとともに、地域での活動機会や交流の場の充実を図ります。

（３） 専門的な支援と家族を支える体制の充実

強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケア等の重症心身障害等、専門的な支援を必要とする子どもが、地域で安心して生活するためには、関係機関が連携した支援体制が重要です。また、子どもの成長や生活を支える家族自身も、様々な不安や負担を抱えています。

- 医療、保健、福祉、教育、保育等の関係機関が連携した支援体制の充実を図ります。
- 特に、医療的ケア等により通所・通学や地域活動への参加にあたって特別な配慮が必要な子どもについて、本人の生活全体を見据えた支援を行うとともに、家族に過度な負担が集中しないよう、必要なサービスや支援につなげます。
- 子どもへの支援だけでなく、家族の生活や気持ちにも目を向けた支援を進めます。
- ペアレントメンター等、同じような経験を持つかたによる相談や情報提供の機会を充実するとともに、保護者同士が交流し、悩みや経験を共有できる場を確保します。
- 障害児通所支援、短期入所、日中一時支援等を必要に応じて活用できるよう、家族の休息や就労等を支える支援の充実を図ります。
- 家族による支援を前提とするのではなく、子ども本人の生活を地域全体で支える視点から、家族の負担軽減に取り組みます。

拡…拡充事業、新…新規事業

番号	区分	事業	内容
45	新	専門的な支援を必要とする障害児への支援の充実	・強度行動障害や医療的ケアなど、専門的な支援を必要とする障害児への支援体制や関係機関の連携体制の充実を図ります。
46		ペアレントメンターの活用	・子どもの発達について、様々な不安や悩みを抱える家族を支援するため、ペアレントメンターの活動を周知するとともに、相談会等を開催します。 ・ペアレントメンターについて、現在は東京都ペアレントメンター事務局からの派遣を活用しているものの、市におけるペアレントメンター事務局の養成・管理体制を整備し、継続的に活用できる仕組みを検討します。
47	新	家族の生活を支える支援の充実	・障害のあるかたの成長や生活環境の変化に応じ、本人と家族が安心して生活を継続できるよう、保護者の就労継続を支援するとともに、レスパイト支援など家族の負担軽減に向けた支援の充実を図ります。 ・また、家族の高齢化等を踏まえ、将来的に家族による支援が難しくなった場合にも、本人が地域で暮らし続けられる支援体制の構築を進めます。

（４） 成人期・高齢期への移行を支える切れ目のない支援

学齢期から成人期への移行は、教育から就労や障害福祉サービスへと支援の中心が変わる大きな転換期です。また、高齢期を迎える際には、身体機能や健康状態、生活環境等が変化するとともに、介護保険制度等、新たな制度や支援機関との関わりが生じます。

- 学校卒業後に支援が途切れることなく、本人の希望や適性に応じて、就労、日中活動、地域生活等の新たな生活につながるよう支援します。
- 学校、障害児相談支援、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、就労支援機関等が早い段階から連携し、卒業後の生活を見据えた支援を進めます。
- 進学や進級、卒業等の節目において、本人・家族の意向を踏まえ、本人の特性や希望、これまでの支援内容等を関係機関で共有し、学校から相談支援機関や卒業後の支援機関等へ適切に引き継ぐ仕組みづくりを進めます。
- 障害福祉の相談支援専門員と介護保険の介護支援専門員、地域包括支援センター等が早期から連携し、本人の生活状況や希望、これまでの支援内容等を共有しながら、必要な支援を継続できる体制を整えます。
- 18 歳や 65 歳等の年齢による制度上の区切りによって支援が途切れることがないよう、本人や家族への情報提供や相談支援を充実します。
- 障害特性や本人の生活実態、希望を踏まえ、障害福祉、介護、医療、教育等の関係機関が連携し、必要な制度やサービスを適切に活用しながら、本人らしい地域生活を継続できるよう支援します。

新…新規事業

番号	区分	事業	内容
48	新	成人期・高齢期への切れ目のない支援体制の構築	・障害のあるかたが成人期・高齢期においても安心して地域生活を継続できるよう、18 歳や 65 歳などライフステージが変わるタイミングでも支援を切れ目なく行うため、障害福祉分野と子育て部門や教育、高齢福祉・介護分野等の連携を強化します。

重点５　持続可能な障害福祉サービス提供体制の構築

障害のあるかたの多様なニーズに応じた支援を将来にわたって安定して提供できるよう、障害福祉を支える人材や施設、地域の力をつなぎ、支援の質を高める環境を整えます。専門職だけでなく、当事者、家族、ボランティア、地域住民等の多様な担い手がそれぞれの力を発揮できる、地域全体で支える持続可能な仕組みを構築します。

（１）　地域全体で支える多様な担い手の育成・活用

障害のあるかたの地域生活を支えるためには、障害福祉サービス事業所だけでなく、医療、介護、子ども、教育、就労、地域活動等の様々な分野がつながり、それぞれの力を発揮することが重要です。

- 「まちぐるみの支え合い」の考え方を基盤として、障害のあるかたを支援する専門機関と地域住民、当事者、家族、ボランティア等がつながり、多様な主体がそれぞれの役割を担える環境づくりを進めます。
- ボランティアの育成や活動支援、地域福祉活動における多様な人材の育成・活用を進め、日常的な見守りや交流、余暇活動、社会参加等を支える担い手の裾野を広げます。
- 当事者や家族についても、支援を受ける側だけでなく、ピアサポートや地域活動等を通じて支える側として活躍できる機会の充実を図ります。

拡…拡充事業

番号	区分	事業	内容
49		まちぐるみの支え合いの仕組みづくりの推進	・地域で活動している団体等に向けて障害のあるかたへの理解を促すとともに、障害のあるかたも地域住民と出会い、相互に交流するための仕組みづくりについて、（社福）武蔵野市民社会福祉協議会と連携しながら検討します。 ・障害のあるかた自身も地域活動の担い手になれるよう、地域活動に参加していけるような機会の創出に取り組んでいきます。
50		ボランティアの育成と活動支援の推進	・地域でボランティア活動に携わる人々は、障害のあるかたにとっては地域での生活を支える大切な社会資源の一つです。（社福）武蔵野市民社会福祉協議会や関係団体等との連携を図りながら、ボランティア人材の育成とボランティア団体への活動支援に引き続き取り組みます。
51		地域福祉活動における多様な人材の育成と活用に向けた取組み	・地域で福祉活動を担う人材を増やすためにも、障害福祉分野におけるボランティア育成事業を継続して行っていくとともに、育成事業の更なる周知を図り、育成事業を修了した方々への団体活動への参加を促す支援や支援者団体への活動支援、育成する側の人材の確保についての研究を行います。 ・地域で活動している他分野の団体に向けても、障害に対する理解を促進していくような仕組みを検討します。 ・必要な人材の年齢層や職種に応じた適切な広報を行うとともに、地域と連携して新たな担い手を発掘することで、人材の確保に努めます。
52		ペアレントメンターの活用【再掲】	・子どもの発達について、様々な不安や悩みを抱える家族を支援するため、ペアレントメンターの活動を周知するとともに、相談会等を開催します。 ・ペアレントメンターについて、現在は東京都ペアレントメンター事務局からの派遣を活用しているものの、市におけるペアレントメンター事務局の養成・管理体制を整備し、継続的に活用できる仕組みを検討します。

番号	区分	事業	内容
53		ピアサポーターの育成の検討	・各相談支援を行っている事業所に対して、ピアサポーターの採用を促すとともに、障害のあるかたへもピアサポーター養成研修の周知を図ります。
54	拡	専門的支援を担う人材の育成・確保【再掲】	・桜堤ケアハウス内において市が実施する放課後等デイサービス施設「パレット」を安定的に運営し、肢体不自由児や医療的ケア児を対象とした支援体制の充実を図ります。 ・強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケア、重複障害等への支援や意思疎通支援を担う専門人材の育成・確保を進めます。

（2） 障害福祉を支える人材の確保・定着及び専門性の向上

障害福祉サービスへのニーズが多様化・複雑化する一方、少子高齢化や労働力人口の減少を背景として、障害福祉分野においても人材の確保と定着が大きな課題となっています。

- 市内の障害福祉サービス事業所が必要な人材を確保し、職員が安心して働き続けられるよう、事業所への支援や人材確保に向けた取組みを進めます。
- 武蔵野市地域包括ケア人材育成センターと連携し、研修やスキルアップの機会を充実します。
- 介護職・看護職Ｒｅスタート支援金を見直し、福祉・介護・看護等の経験や資格を持つ人材が地域の福祉現場で活躍し続けられる環境を整備します。
- 強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケア等の重症心身障害、精神障害、発達障害等、専門的な知識や技術を必要とする支援ニーズに対応するため、専門的な支援を担う人材の育成・確保を進めます。
- 基幹相談支援センター、障害者福祉センター、地域活動支援センター、地域生活支援拠点等、障害福祉サービス事業所等が連携し、個々の事業所が培った知識や経験を地域全体で共有できる仕組みを整えます。
- 将来にわたり地域の障害福祉を支える人材を育成・確保していくため、法人や事業所の枠を超えた交流や情報共有など、支援者同士の横のつながりを強化する取組みについて検討します。

番号	区分	事業	内容
55		武蔵野市地域包括ケア人材育成センターとの連携	・武蔵野市地域包括ケア人材育成センター主催の研修に関する情報を障害福祉事業所へ周知します。 ・障害福祉サービス事業所の知識と技術が向上するような研修の企画立案や提供について検討します。
56		介護職・看護職Ｒｅスタート支援金の見直し	・介護職・看護職 Re スタート支援金を見直し、福祉・介護・看護等の経験や資格を持つ人材が地域の福祉現場で活躍し続けられる環境を整備します。

（3） 地域の障害福祉を支える拠点機能の充実

個々の事業所だけでは対応が難しい課題については、障害者福祉センターが持つ専門性やネットワークを活かし、地域全体で支える体制が重要です。また、障害のあるかたは、市民・利用者として窓口、施設、行政手続等の様々な場面で市職員と関わります。

- 障害者福祉センターが持つ専門性やネットワークを地域の事業所や関係機関につなぎ、個々の事業所だけでは対応が難しい課題について、地域全体で支える体制を強化します。
- 市職員に対し、障害のあるかたが市民・利用者として様々な場面で関わることを前提に、障害への理解や合理的配慮、情報アクセシビリティ、意思疎通支援等に関する研修や情報共有を進めます。
- 窓口、施設、行政手続、情報提供等の利用環境の改善を図り、庁内全体の対応力を高めます。

拡…拡充事業、新…新規事業

番号	区分	事業	内容
57	新	市職員の障害理解と対応力の向上	・障害特性や必要な配慮事項を踏まえた窓口対応の職員研修を進めるとともに、全庁的な障害理解と対応力の向上を図ります。 ・市役所内に設置した「ワークスペースむすび」を通じて、障害のあるかたと市職員が共に働く環境を広げることにより、庁内のダイバーシティ化を推進します。

（４） 質と持続性を確保した障害福祉サービス提供体制の構築

障害福祉サービスの利用者や支援ニーズが増加・多様化する中、必要な障害福祉サービスを安定して提供し続けるためには、障害福祉サービスの量を確保するだけでなく、本人の希望や生活状況、必要性に応じた質の高い障害福祉サービスが適切に提供されることが重要です。

- 市内の障害福祉サービス提供状況や利用ニーズ、障害福祉サービス事業所の運営状況等を把握し、必要な障害福祉サービスが不足する分野については事業所の参入・整備を促進するなど、地域の実情に応じた障害福祉サービス提供体制を確保します。
- 相談支援事業所等と連携し、適切なケアマネジメントに基づく障害福祉サービス利用を推進します。
- 制度改正や報酬改定等を踏まえ、障害福祉サービス事業所が安定して障害福祉サービスを提供できる環境づくりを進めます。
- 限られた人材や財源を有効に活用しながら、必要なかたに必要な支援を将来にわたって届けるため、国や東京都の制度改正等を的確に捉え、市の実情に応じたサービス提供体制を検討します。
- 利用者の生活実態や地域の支援ニーズを把握し、制度上の課題や地域で不足している支援を関係機関と共有しながら、既存の社会資源を有効に活用しつつ持続可能な障害福祉サービス提供体制の構築を進めます。

新…新規事業

番号	区分	事業	内容
58	新	適正なサービス提供体制の確保	・事業者への適正な運営指導を行うとともに、障害福祉サービス情報公表制度を推進し、サービスの質と透明性を確保します。
59	新	持続可能なサービス提供に向けた制度運用	・移動支援や日中一時支援等の報酬単価の見直しを行うとともに、市単独で実施する助成制度について、継続的かつ適切な見直しが可能となる制度運用を検討します。

4　施策の体系

拡…拡充事業、新…新規事業

対応する重点的取組み	施策（案）	番号	区分	事業（案）	第六期長期計画・調整計画基本施策
重点1 必要な支援につながる相談支援体制の強化	(1)身近な相談の入口と相談支援体制の充実	1		分かりやすい相談窓口の周知	安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実
		2		潜在的な支援ニーズへの対応	
	(2)複雑・複合化した課題に対応する包括的な相談支援	3		精神保健に関する相談体制の整備【9 に再掲】	
		4		市民こころの健康相談事業の推進	
	(3)相談支援専門員の専門性とケアマネジメント力の向上	5	拡	相談支援の質の向上と人材確保	
	(4)医療・保健・福祉等の連携による切れ目のない支援	6		難病患者向けの相談支援体制の充実	生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化
		7		失語症などの高次脳機能障害のあるかたへの継続した支援	
		8		地域移行・地域定着の支援体制の強化【14 に再掲】	
		9		精神保健に関する相談体制の整備【3 に再掲】	
		10		健康づくりの推進	
		11		依存症対策の理解促進	
	(5)地域全体で支える相談支援ネットワークの強化	12		包括的な相談支援体制の機能強化と各機関の役割の明確化	安心して暮らし続けられるための相談支援体制の充実
重点2 地域で安心して暮らし続けるための生活基盤の整備	(1)地域生活支援拠点等を中心とした地域生活支援体制の強化	13		ネットワークを活かした地域生活支援拠点等の段階的整備	新しい福祉サービスの整備
		14		地域移行・地域定着の支援体制の強化【8 に再掲】	
		15	新	地域生活を支えるサービスの充実	
	(2)そのかたらしく暮らし続けるための住まいの確保	16		住居に関する取組み	
		17	新	地域での暮らしの選択を支える支援の充実	
		18	新	本人及び家族の高齢化を見据えた支援体制の強化	
	(3)多様な障害特性に対応できる日中活動・サービス基盤の確保	19		通所先の確保にむけた検討	
	(4)障害福祉を支える人材と専門的な支援力の確保	20	拡	専門的支援を担う人材の育成・確保【54 に再掲】	福祉人材の確保と育成に向けた取組み
	(5)地域の多様な主体が支える生活基盤の形成	21		見守り・孤立防止ネットワーク連絡協議会との連携強化	新しい福祉サービスの整備
		22		時代の要請にあわせた障害者福祉センターの改築	
		23		在宅医療と介護連携の強化	
		24	新	ライフステージに応じた在宅生活支援の充実	生命と健康を守る地域医療充実への取組みと連携の強化
		25		在宅避難の推進	
		26		福祉避難所の支援物品の充実	
		27	拡	避難支援体制の充実	

拡…拡充事業、新…新規事業

対応する重点的取組み	施策（案）	番号	区分	事業（案）	第六期長期計画・調整計画基本施策
重点３ 障害理解・差別解消の推進及び障害特性に応じた社会参加・情報保障の充実	（1）障害理解の促進と差別・虐待の防止	28		地域共生社会の更なる推進	まちぐるみの支え合いを実現するための取組み
		29		障害者差別解消の推進	
		30		心のバリアフリーハンドブックの活用と出前講座の充実	
		31		ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発の推進	
		32		成年後見制度の利用促進	
	（2）障害者虐待の防止	33		虐待防止の推進	
	（3）社会的障壁を取り除く環境づくりと情報アクセシビリティの確保	34	新	手話言語条例の制定及び推進	
		35	拡	情報アクセシビリティの向上	
	（4）本人の希望に応じた多様な働き方と就労の実現	36		障害者庁内実習の推進	
		37		就労支援ネットワークの強化	
		38	拡	多様な就労機会の創出	
	（5）文化・スポーツ・地域活動等への参加機会の充実	39		文化・スポーツ・芸術活動の充実に向けた環境整備	
重点４ ライフステージを通じた切れ目ない支援の推進	（1）ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築	40		包括的支援体制の整備	新しい福祉サービスの整備
	（2）子どもの発達と学びを支える環境の充実	41	拡	早期発見・早期療育の推進	子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり
		42	拡	地域で育ち学ぶ環境づくり	
		43		放課後等デイサービスの質の向上	
		44	拡	障害児者の居場所づくり促進事業	
	（3）専門的な支援と家族を支える体制の充実	45	新	専門的な支援を必要とする障害児への支援の充実	
		46		ペアレントメンターの活用【52 に再掲】	
		47	新	家族の生活を支える支援の充実	
	（4）成人期・高齢期への移行を支える切れ目のない支援	48	新	成人期・高齢期への切れ目のない支援体制の構築	新しい福祉サービスの整備
重点５ 持続可能な障害福祉サービス提供体制の構築	（1）地域全体で支える多様な担い手の育成・活用	49		まちぐるみの支え合いの仕組みづくりの推進	福祉人材の確保と育成に向けた取組み
		50		ボランティアの育成と活動支援の推進	
		51		地域福祉活動における多様な人材の育成と活用に向けた取組み	
		52		ペアレントメンターの活用【46 に再掲】	
		53		ピアサポーターの育成の検討	
		54	拡	専門的支援を担う人材の育成・確保【20 に再掲】	
	（2）障害福祉を支える人材の確保・定着及び専門性の向上	55		武蔵野市地域包括ケア人材育成センターとの連携	
		56		介護職・看護職Ｒｅスタート支援金の見直し	
	（3）地域の障害福祉を支える拠点機能の充実	57	新	市職員の障害理解と対応力の向上	新しい福祉サービスの整備
	（4）質と持続性を確保した障害福祉サービス提供体制の構築	58	新	適正なサービス提供体制の確保	
		59	新	持続可能なサービス提供に向けた制度運用	

第４章　サービス提供体制の整備
（第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画）

障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき策定され、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めています。また、障害児福祉計画は、児童福祉法に基づき策定されるもので、障害児の通所支援サービスをはじめ、地域療育支援体制の整備に関する事項を定めています。

いずれの計画も東京都と調整を図りながら、見込み量・目標値等を定めています。

１　サービス種別の見込み量

（１）指定障害福祉サービス、相談支援事業（指定相談支援）

（1か月当たり）

サービス種別	単位	見込み量		
		令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①訪問系サービス				
居宅介護	利用者数	139	151	164
	利用時間数	1,196	1,236	1,236
重度訪問介護	利用者数	28	28	28
	利用時間数	13,553	14,829	16,225
行動援護	利用者数	24	30	36
	利用時間数	541	556	556
同行援護	利用者数	15	15	15
	利用時間数	458	459	461
重症心身障害者等包括支援	利用者数	0	0	0
	利用時間数	0	0	0
②日中活動系サービス				
生活介護	利用者数	246	238	230
	利用日数	8,590	8,791	8,791
自立訓練(機能訓練)	利用者数	12	20	20
	利用日数	123	128	133
自立訓練(生活訓練)	利用者数	25	25	25
	利用日数	181	191	202
就労選択支援	利用者数	2	2	2
就労移行支援	利用者数	47	52	57
	利用日数	595	720	871

（1か月当たり）

サービス種別	単位	見込み量		
		令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
就労継続支援（A型）	利用者数	12	12	12
	利用日数	207	238	238
就労継続支援（B型）	利用者数	385	394	394
	利用日数	6,055	6,296	6,296
就労定着支援	利用者数	48	54	54
療養介護	利用者数	16	16	16
	利用日数	487	509	531
短期入所（ショートステイ）	利用者数	70	81	81
	利用日数	381	427	427
短期入所（ショートステイ）【市制度】	利用日数	87	91	91
③居住系サービス				
自立生活援助	利用者数	3	3	3
共同生活援助（グループホーム）	利用者数	275	277	277
施設入所支援	利用者数	167	169	170
④相談支援事業（指定相談支援）				
計画相談支援	利用者数	93	95	96
地域移行支援	利用者数	6	7	8
地域定着支援	利用者数	2	2	3
⑤障害児通所支援				
児童発達支援	利用者数	313	313	313
	利用日数	2,518	2,725	2,725
放課後等デイサービス	利用者数	444	478	478
	利用日数	3,440	3,603	3,603
保育所等訪問支援	利用者数	12	25	25
	利用日数	24	50	50
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	0	0	0
	利用日数	0	0	0
障害児相談支援	利用者数	65	66	66

（2）地域生活支援事業

（1か月当たり）

サービス種別	単位	見込み量		
		令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①理解促進研修・啓発事業				
心のバリアフリー啓発事業	受講人数	1,000	1,000	1,000
②相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
基幹相談支援センター	有無	実施	実施	実施
相談支援機能強化事業	有無	実施	実施	実施
③成年後見制度利用支援事業				
	有無	実施	実施	実施
④意思疎通支援事業				
手話通訳者設置事業（週4日）	人数	1	1	1
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人数	27	28	30
⑤日常生活用具給付等事業（年間件数）				
介護・訓練支援用具	給付件数	8	8	8
自立生活支援用具	給付件数	9	12	15
在宅療養等支援用具	給付件数	11	10	16
情報・意思疎通支援用具	給付件数	16	16	16
排泄管理支援用具	給付件数	2,827	3,090	3,090
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	給付件数	7	13	13
⑥奉仕員養成研修事業				
手話講習会（入門、基礎、通訳基本、通訳応用）	各クラスの実施回数	**30**	**30**	**30**
⑦移動支援事業				
	人数	289	295	333
	時間数	2,723	2,730	2,737
⑧地域活動支援センター				
	箇所	3	3	3
⑨地域生活支援拠点等事業				
	事業所数	18	19	20
⑩訪問入浴サービス				
	人数	10	10	11
⑪緊急通報設備の設置				
	人数	1	1	1

（1か月当たり）

サービス種別	単位	見込み量		
		令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
⑫日中一時支援				
	人数	119	129	141
⑬障害者探索サービス				
	人数	71	71	71
⑭自動車運転免許・自動車改造費助成（年間）				
	件数	1	1	1
⑮障害者虐待防止対策支援事業				
高齢者及び障害者虐待防止連絡会議、障害者差別解消支援地域協議会	回数	1	1	1
⑯大学修学支援事業				
	人数	2	2	2

2　成果目標・活動指標の設定

障害のあるかたの自立支援の観点から地域生活移行や就労支援等の課題について、令和 11（2029）年度を目標年度として次の成果目標・活動指標を設定します。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値目標	考え方
地域生活移行者数	10	令和７年度末時点の施設入所者(168 人)の6%以上が地域生活へ移行
施設入所者数	160	令和７年度末時点の施設入所者(168 人)の5%以上削減

（参考)現在の施設入所者数…168 人（令和7(2025)年3月末実績）

（2）精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目		単位	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数		回	3	3	3
保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者および家族等の関係者ごとの参加者数	保健		2	2	2
	医療(精神科)		2	2	2
	医療(精神科以外)		1	1	1
	福祉		8	8	9
	介護		1	1	1
	当事者及び家族等		2	2	2
	市職員、その他		2	2	2
	計		18	18	19
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数		回	1	1	1
心のサポーター養成研修実施回数		回	0	0	1
精神保健福祉相談員講習会等の実施回数		回	0	0	1
精神障害者の地域移行支援		人	2	3	3
精神障害者の地域定着支援		人	2	2	2
精神障害者の共同生活援助		人	63	68	73
精神障害者の自立生活援助		人	1	1	2
精神障害者の自立訓練(生活訓練)		人	17	19	22

（参考)東京都の精神科長期入院(1年以上)者数…8,900 人（令和7(2025)年6月末実績）

（3）地域生活支援の充実

項目	数値目標	考え方
地域生活支援拠点等の設置箇所数	1	地域生活支援拠点等整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。 年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	1	
地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数	1	
強度行動障害を有する障害者の状況や支援ニーズの把握・体制の整備	検討	強度行動障害のある方に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

項目	数値目標	考え方
一般就労への移行者数(全体)	27	令和7年度実績(22人)の1.23倍
一般就労への移行者数(就労移行支援事業)	25	令和7年度実績(20人)の1.25倍
一般就労への移行者数(就労継続支援A型事業所)	1	前計画の目標値に倣う
一般就労への移行者数(就労継続支援B型事業所)	1	前計画の目標値に倣う
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	5割以上	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
就労定着支援事業の利用者数	54	令和7年度実績(46人)の1.17倍
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合	8割3分	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上
就労選択支援の利用者数	24	令和7年度実績(12人)の2倍

（5）発達障害者等に対する支援

項目	単位	目標値		
		令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
児童発達支援センター	箇所	1	1	1
保育所等訪問支援事業所を利用できる体制	有無	実施	実施	実施
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築	有無	実施	実施	実施
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等	箇所	2	2	2
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	箇所	1	1	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	有無	実施	実施	実施
ペアレントメンターの人数	人数	検討	検討	10
ピアサポーターの活動への参加人数	人数	1	1	1

（6）障害児支援の提供体制の整備等

項目	単位	目標値		
		令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人数	1	1	1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	実施の有無	実施	実施	実施

（7）相談支援体制の充実・強化等

項目			単位	目標値		
				令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
総合的・専門的な相談支援			有無	実施	実施	実施
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数			人数	2	3	4
基幹相談支援センターの人材育成等の取組みに参加する相談支援事業所の割合			割合	70%	75%	80%
基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無			有無	実施	実施	実施
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数※1		件数	25	46	46
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 ※2		件数	16	21	21
	地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数※3		件数	30	30	30
	協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組み	事例検討実施回数		1	1	1
		参加事業者・機関数		15	15	15
		専門部会の設置数		4	4	4
		実施回数（1部会あたり）		6	6	6

※1 対面で相談支援専門員に専門的な助言や指導を行った件数

※2 精神保健福祉研修等、人材育成研修の実施回数

※3 精神保健福祉連絡会等、各相談機関の連携強化を図るための会議等の実施回数

（8）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

項目	数値目標	考え方
障害福祉サービス等にかかる各種研修の活用	25	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数の見込み数を設定
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	検討	障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定
指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施とその結果の共有	検討	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

3　サービス確保の方策

（1）指定障害福祉サービス・指定相談支援

① 訪問系サービス

【居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重症心身障害者等包括支援】

住み慣れた地域の中での生活が継続できるよう、民間事業者の参入を促進しサービス量の確保と質の向上に努めます。

② 日中活動系サービス

【生活介護、療養介護（※）】

民間事業所等と連携を図りながら、障害特性に応じた活動の場を確保してその充実に努めます。

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

【自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）】

障害のあるかたが、自立した自分らしい生活を送るために必要な訓練等の充実に努めます。

【就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）、就労定着支援】

障害のあるかたの就労に向けて、民間事業所等と連携を図りながら、必要な就労支援事業所を確保します。

【短期入所（ショートステイ）】

引き続き既存施設や市単独施設等を活用して、家族介護を支援するショートステイの場を確保します。

③ 居住系サービス

【自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）】

住み慣れた地域の中での生活が継続できるよう、民間事業所等と連携を図りながら、グループホームの整備を推進します。

【施設入所支援】

在宅生活が困難な障害のあるかたの生活の場として、東京都とも連携を図りながら、支援を推進していきます。

④ 相談支援事業（指定相談支援）

民間事業所の参入を積極的に促進するとともに、連絡会の実施、相談支援事業所向けの研修の実施、人材育成や相談支援の質の向上の取組みを通して、事業所の支援と人材の確保を推進します。

⑤ 障害児通所・相談支援

子どもの療育を目的とした通所先を確保するとともに、質の向上についても、事業所へ働きかけます。あわせて、重症心身障害児や医療的ケア児の支援事業所の参入を促します。

保健センター増築・複合施設整備に合わせて、母子保健分野や教育分野との更なる連携による妊娠期から切れ目のない相談支援体制の構築を検討していきます。

（2）地域生活支援事業

① 理解促進研修・啓発事業

市内公立小学校などに対する出前講座や、市民向けの精神保健福祉講演会を行います。

② 障害者相談支援事業

地域活動支援センターにおいて障害者相談支援事業を実施するとともに、市直営の基幹相談支援センターとの連携をさらに強化します。

③ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障害のあるかたに障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成する支援を行います。

④ 意思疎通支援事業

聴覚障害のあるかたのコミュニケーションを確保するため、手話通訳者等の養成講習会を実施して人材を確保するとともに、各種研修会を通じて資質の向上を図り、また、引き続き市の窓口に手話通訳者を設置します。

さらに、要約筆記者や失語症者向け意思疎通支援者についても、東京都と連携しながら必要な人材を確保するとともに、資質の向上を図ります。

⑤ 日常生活用具給付等事業

障害のあるかたが日常生活を円滑に送ることができるよう、障害特性に応じた日常生活用具を給付します。

⑥ 奉仕員養成研修事業

市の手話通訳者や通訳ボランティアを要請するため、個々のレベルに応じた研修を実施します。

⑦ 移動支援事業

外出の支援を行うため、ガイドヘルパーの養成講習会を実施して良質な人材の育成を支援するとともに、民間事業所の参入を促進してサービス量の確保に努めます。

⑧ 地域活動支援センター

引き続き相談支援事業（特定相談支援及び一般相談支援）を実施し、障害のあるかたが生活するうえでの相談、助言及び関係機関との連絡調整を図るとともに、日中活動の場としての居場所機能についても、充実を図ります。

⑨ 地域生活支援拠点等事業

引き続き地域生活支援拠点等の機能を担う事業所との連携を図るとともに、新たに協力事業所を確保することで、 面的整備を推進します。

⑩ 訪問入浴サービス

引き続き重度の障害のあるかたの衛生環境を保つために訪問入浴サービスを実施します。また、夏期におけるサービス量の充実を図ります。

⑪ 緊急通報設備の設置

一人暮らしや病気等で日常生活に不安のあるかたの緊急時対応システムの設置推進を図ります。

⑫ 日中一時支援

放課後や通所後等、見守りなどを必要とするかたを支援するために、民間事業所等の参入を促進します。

⑬ 障害者探索サービス

障害のあるかたを早期に発見して、その安全を確保するためにその利用を促進します。

⑭ 自動車運転免許・自動車改造費助成

引き続き自動車運転免許の取得費助成及び自家用車の改造費助成制度を実施します。

⑮ 障害者虐待防止対策支援事業

高齢者及び障害者虐待防止連絡会議、障害者差別解消支援地域協議会の開催等により、関係期間と連携して、虐待防止対策を進めます。

⑯ 大学修学支援事業

重度訪問介護利用者が、修学するために必要な支援体制をその修学先である大学等が構築するまでの間、身体介護等の利用に要する費用の全部又は一部を支給することにより、社会参加の促進を図ります。

第５章　計画の推進に向けて

１　計画の推進のために

（１）わかりやすい情報提供と障害福祉制度の普及・啓発

相談支援をはじめとする各種サービスは、必要なかたに十分に届いてはじめて機能していると言えます。「つながり」「こころのつながり」や説明会等の情報共有の場とともに、ホームページ・ＳＮＳ等の広報媒体を活用し、対象者に届く情報発信を行います。また、障害特性に配慮したわかりやすい情報提供に努め、積極的かつ継続的に障害福祉制度の普及・啓発に取り組みます。

（２）障害当事者やその家族の求めるニーズの把握と反映

施策の内容や提供方法等について、障害当事者やその家族、関係団体の多様な意見やニーズをより明確に把握し、反映することに努めます。また、個別ニーズに現れる課題や地域レベルでの課題が、施策の推進に反映されるよう、実態調査等の手法・設問・分析方法の改善を検討します。

（３）市民・関係機関と連携した取組みの推進

全世代・全対象型の包括的な支援体制を構築するため、保健・医療・介護・福祉分野の多職種連携をより一層強め、分野横断的な対応の仕組みづくりを図り、計画の実現に向けて取り組んでいきます。特に、障害のあるかたやその家族、障害福祉サービス事業者、学識経験者、関係行政機関、市民等の委員で構成され、地域における障害のあるかたなどへの支援体制に関する課題について情報共有や地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う場である地域自立支援協議会と連携し、よりよい地域生活支援に向けた課題を検討していきます。

（４）庁内連携の強化と市職員の意識向上

障害者福祉に携わる部署は、障害者福祉の担当課だけでなく、高齢者、子ども、健康推進、都市計画や道路整備、教育部など広範囲にわたります。各種連携会議等を活用し、各部署間の情報交換・横断的調整・連携を推進し、各施策の効率的かつ効果的な推進を図ります。

また、すべての市職員が、地域共生社会の理念に基づき、障害のあるかたに配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、障害の社会モデルの理解、障害のあるかたへの差別を行わないこと、合理的配慮の提供等に関する知識と意識を高めていきます。

（５）既存施策の見直しと持続可能な制度の構築

社会保障制度全体がその持続可能性を追求して見直しが行われている中、市の障害者福祉施策も例外ではありません。障害福祉サービスの定着に伴い、それ以前に作られた施策の中には役割を終えているものや意義を失っているものも存在しています。今求められているニーズに対応し、未来への投資を実現していくため、各サービスの果たすべき意義や役割を定期的に見直していきます。

（６）国・都との連携や要望、措置

障害のあるかたの地域生活を支える施策は、国や都の制度に基づき運営されているものが少なくありません。国や都の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の実施に努めるとともに、「武蔵野市ならではの地域共生社会」を推進するため、国・都に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置も要請していきます。

２　計画の点検と評価

計画策定後は各種施策の進捗状況、サービスの見込量等の達成状況を点検、評価し、その結果に基づいて改善していくという、ＰＤＣＡのサイクルが必要です。

本市においては、庁内における進捗把握とともに、健康福祉施策推進審議会に加えて、地域自立支援協議会を通じて点検と評価、改善策の検討を行います。

武蔵野市障害者計画・第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画

～認め合い支え合う、誰もが自分らしく暮らせるまちづくりをめざして～

＜令和９（2027）年度～令和 11（2029）年度＞

発行者　武蔵野市
〒180-8777　東京都武蔵野市緑町２丁目２番 28 号
編　集　武蔵野市健康福祉部障害者福祉課
ＴＥＬ　0422-60-1904